

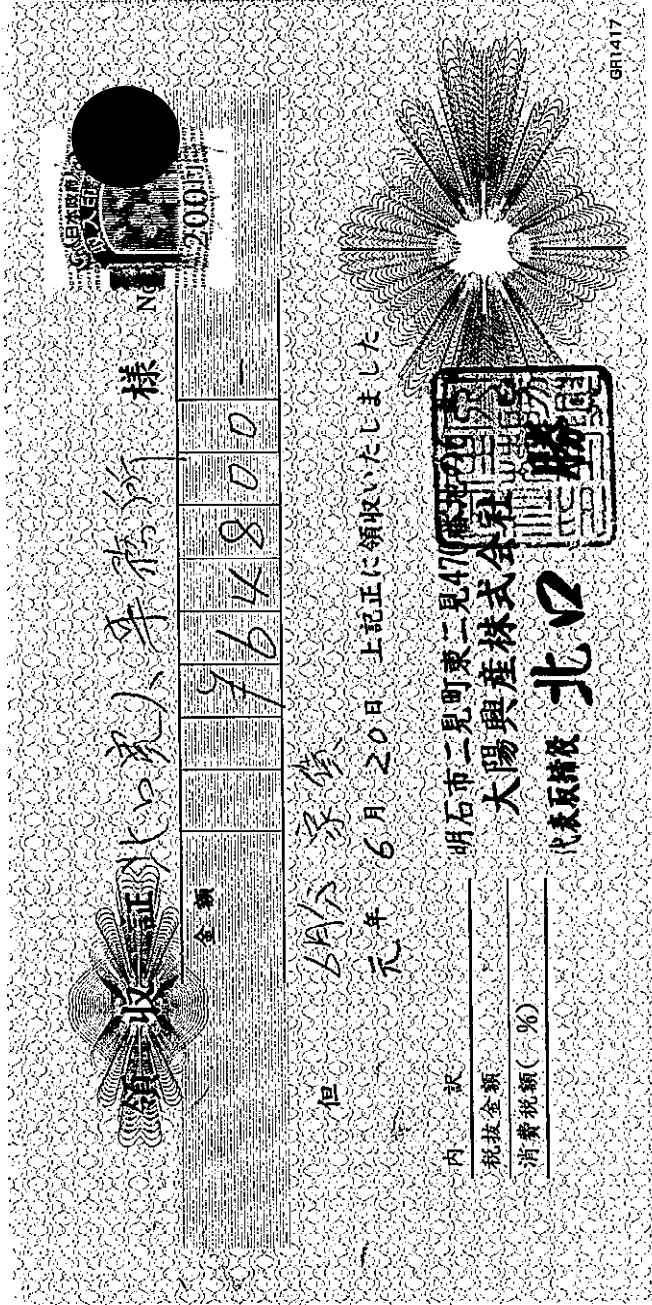
(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年6月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目									
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費									
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table> <p>案分率</p> <p> <math display="block">64800 \times \frac{20}{30} \times 50\%</math> <math display="block">= 21,600</math> </p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

平成27年6月11日

# 貸借契約証書



大陽興産株式会社  
〒674-0092 東石井町東二見470-6  
電話 078-943-0068 FAX 078-943-0084



 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会



特 約

[Empty box for special terms]

貸貸人 [Redacted] (以下「貸主」という) と、賃借人 北口寛人事務所 (以下「借主」という) と、連帯保証人 [Redacted] との間に、表記賃貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

(貸主)

住所

氏名

(借主)

住所

氏名

電話(携帯)

(管理者)

住所

商号(名称)

(媒介業者)

免許番号  
事務所所在地  
商号(名称)  
代表者氏名

取引主任者  
氏名

(媒介業者)

免許番号  
事務所所在地  
商号(名称)  
代表者氏名

取引主任者  
氏名

(所有者) [貸主と所有者が異なる場合委託契約書等添付のこと]

住所

氏名

(連帯保証人)

住所

氏名

実印

TEL

明石市二見町東二見 470-6

大陽興産株式会社

TEL 078-943-0068

[ 知事・ 大臣] ( ) 第 号

印

登録番号 ( ) 第 号

印

[ 知事・ 大臣] ( ) 号

印

登録番号 ( ) 第 号

印

# — 契約条項 —

## 賃貸借の目的物および条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。  
2 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

## 保証金(敷金)

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

## 賃料および共益費等

- 第3条 借主は、表記賃料および共益費・管理費等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。  
2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費・清掃費等は借主の負担とする。  
3 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。  
(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算する。  
なお、この場合、1ヶ月を30日として計算する。  
(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

## 賃料の改定

- 第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは賃料を改定することができる。

## 契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主協議のうえ更新することができる。  
2 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその6ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月6ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。  
3 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記保証金(敷金)を全額返還するものとする。

## 物件の管理および物件内への立入

- 第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。  
2 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。  
3 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要があるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

## 危険負担および免責事項

- 第7条 地震・台風・水害等の自然災害および貸主の責に帰すことのできない火災・設備故障等の事由により借主に生じた損害については、貸主はその責を負わないものとする。  
2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。  
3 他の賃借人の行為によって借主に生じた損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。  
4 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備・備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任担保特約付等)に加入するものとする。  
5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。  
(1) 本物件が、地震・台風・水害等の自然災害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。  
(2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

## 事前承諾事項

- 第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。  
2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。  
(1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。  
(2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。  
(3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。  
3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

## 禁止事項

第9条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買または賃借物件の転貸をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部または全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。

2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

## 契約の解除

第10条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 賃料および共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払いを2ヶ月滞納したとき。なお、保証金(敷金)をもって賃料等に充当することはできない。
- (2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
- (3) 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
- (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
- (5) 借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
- (6) 借主またはその従業員等が、暴力団と目される組織に属し、もしくはこれに類するもの、あるいは関係したものであることが判明したとき。
- (7) 暴力団租事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- (8) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。

## 修繕費の負担

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。

2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替えおよび張替え等を含む)は借主の費用負担とする。

3 前1・2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

## 原状回復・損害賠償義務

第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の収去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。

2 借主が、明渡し日までに原状回復工事をしないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。

3 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれ等を任意に処分できるものとする。これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。

4 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えたとき、または借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

## 保証金(敷金)の返還等

第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえで、明渡さなければならない。

2 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、表記敷引を控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。

3 前項において、貸主は借主に延滞賃料・諸未払金等または損害賠償金等の債務があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。

4 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金の他、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。

## 変更の届出

第14条 借主は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更のあったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届出なければならない。

## 連帯保証

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約にもとづく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

## 合意管轄

第16条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

## 協議事項

第17条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

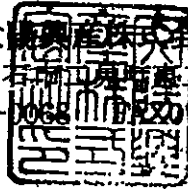
(令和元年6月分)  
 (会派名 自民党)  
 (議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <b>事務所費</b> ・事務費・人件費									
2		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率		50%								
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
		<p>案分率</p> $21,600 \times \frac{20}{30} \times 50\% = 7,200$ <p>(14,400)</p>								

平成27年6月11日

# 駐車場使用契約書

大橋興産株式会社  
〒674-0092 明石市立見町二見 470 番地 6  
電話 078-943-0068 078-943-0084



(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会



# 月極自動車駐車場賃貸借契約書

と賃借人 北口寛人事務所 との間に、次の通り賃貸借契約を締結する。

(目的物件)

第1条 賃貸人は所有する下記の月極自動車駐車場を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

所在地	<u>明石市二見町東二見 418-2</u>
目的	<u>来客用</u>
賃料	<u>月額 21,600円 (2台)</u> (うち消費税 1,600円也)

保証金 無

但し、無利息の約定。保証金を賃料に充当すること、若しくは賃借人の債務支払い、質権設定等に供することを禁ずる。

保証金は解約時無利息で返金するものとする。

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

(賃料)

第2条 1 賃借人は毎月末日までに翌月分を賃貸人に持参して支払うか賃貸人指定の方法にて支払う。振込料は借主負担とする。

2 解約時の1ヶ月未満の賃料は日割計算しない。

(賃貸借期間)

第3条 1 賃貸借期間は、平成27年6月11日より平成29年6月10日迄の満2年間とする。

2 契約期間満了後については、同一条件にてさらに2年間自動更新するものとする。

(賃借人の使用上の注意)

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常に充分空けて置き、他車の出入を妨げないこと。

第5条 賃借人は、賃貸人に無断で契約の車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は、絶対にしてはならない。

第6条 賃貸人又は、賃貸人の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、賃貸人は、何らの催告を要しないで、直ちに本件賃貸借契約を解除することができる。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法、その他の法令等により、危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるような行為を一切してはならない。

(損害の賠償)

第8条 賃借人の車に、駐車場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても、賃貸人は賃借人に対し責任を負わないものとする。

第9条 賃借人又は、その代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場又は、その施設や、駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第10条 1 本契約を解除するときは、貸主は3ヶ月前に通告し、借主は1ヶ月前に書面にて予告し、期間満了と同時に明渡すこととする。

2 賃料を2ヶ月分滞納した時は貸主は直ちに本契約を解除することができる。

第11条 本件に関し紛争が生じた場合には、当事者は、関係法規並びに慣習に従い、道義的に解決することとする。

特約事項

.....  
.....  
.....  
.....

記契約の証として、本契約書を 式 通作成し、各自署名捺印の上、各壱通を保有する。

平成 年 月 日

貸貸人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] (印)

貸借人 住所 明石市三見町東二見470-6  
山陽ビル3F管  
氏名 北口寛人 (印)

仲介人 住所  
氏名 (印)

取引主任者 氏名 (印)

登録番号

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 6 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目										
3	<p data-bbox="167 331 1489 365">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・<b>人件費</b></p> <p data-bbox="247 414 861 448">本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p> <p data-bbox="255 504 861 571">政務活動補助職員給与</p> <p data-bbox="367 716 909 795">領収書(明細は)、別添のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1173 369 1489 985"><tr><td data-bbox="1173 369 1372 459">共通案分率</td><td data-bbox="1372 369 1489 459">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 459 1372 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1372 459 1489 504">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1173 504 1489 548">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1173 548 1489 660">すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1173 660 1372 985">案分率</td><td data-bbox="1372 660 1489 985"></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。		案分率	
共通案分率	50% 25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明											
すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。											
案分率											

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
6 月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13	木	13:00	15:00		2		
14	金	〃	〃		2		
15							
16							
17	月	〃	〃		2		
18	火	〃	〃		2		
19							
20	木	〃	〃		2		
21	金	〃	〃		2		
22							
23	月	〃	〃		2		
24	火	〃	〃		2		
25							
26							
27	木	〃	〃		2		
28	金	〃	〃		2		
29							
30							
31							
計					(A) 20		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価 [1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年 6月29日

金 20,000 円(F) 住所 [ ] 氏名 [ ]

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

(添付様式8)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	令和 元 年 6 月 11 日 から 令和 5 年 4 月 30 日まで
雇用形態	パートタイム
就業場所	明石市二見町東二見 470-6 山陽ビル 3F 北口寛人事務所
仕事内容	・ 政務活動費集計・報告書作成 ・ 議会活動及び政務活動用資料作成補助作業
就業時間 (休憩時間)	1月あたり 20 時間勤務
休 日	
給与(賃金)	時給 1,000 円
給与支払	毎月分を 月末に支払い
給与振込先	現金払い
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
令和 元 年 6 月 11 日	
雇用者	兵庫県議会議員 北口寛人
被雇用者	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

(添付様式 1 2)

兵庫県議会議長 様

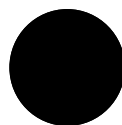
申 出 書

私は、政務活動費の充当に際して、「配偶者、親族及び同一生計者を相手方とする雇用契約、業務委託契約等に対する充当制限」に抵触しないことを申し出ます。

令和元年6月11日

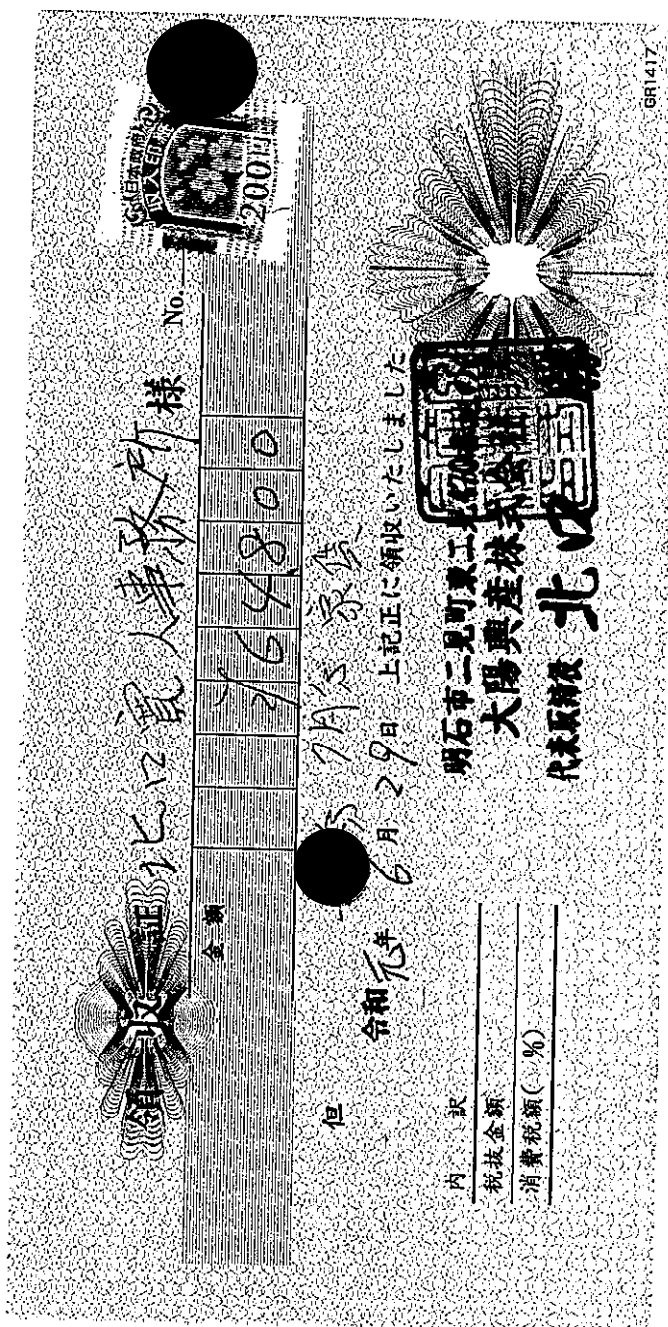
住 所 明石市二見町東二見 470-6 山陽ビル 3F

氏 名 北 口 寛 人



領収書等添付様式【共通】

(令和元年 6 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
4	<p>本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p>  <p>但 令和元年 6月29日 上記正に領収いたしました 明石市二見町東二丁目 大陽興産株式会社 代表取締役 北口寛人</p> <p>内 訳 税抜金額 消費税額(%)</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>案分率</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年6月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号	5		用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>電務所費</u> ・事務費・人件費			
			共通案分率	50%
				25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	
			案分率	

領収書 No. 様

金額 421600

但 駐申料 7A's

令和元年6月29日 上記正に領収いたしました

東京 石町二丁目東二条 03-3463-1111

大陽興産株式会社

代表取締役 北口寛人

GRI1A17

内訳

税抜金額

消費税額(%)



(添付様式2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年 7 月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
/	共通案分率	
	50%	
		25%
		それ以外の案分 +00%
		案分の説明
		案分率

領 収 書 北口寛人事務所 様 No. 764800

但 8月分 家賃

令和元年 7 月 30 日 上記正に領収いたしました

明石市二見町 大陽興産株式会社 代表取締役 北口 勝

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

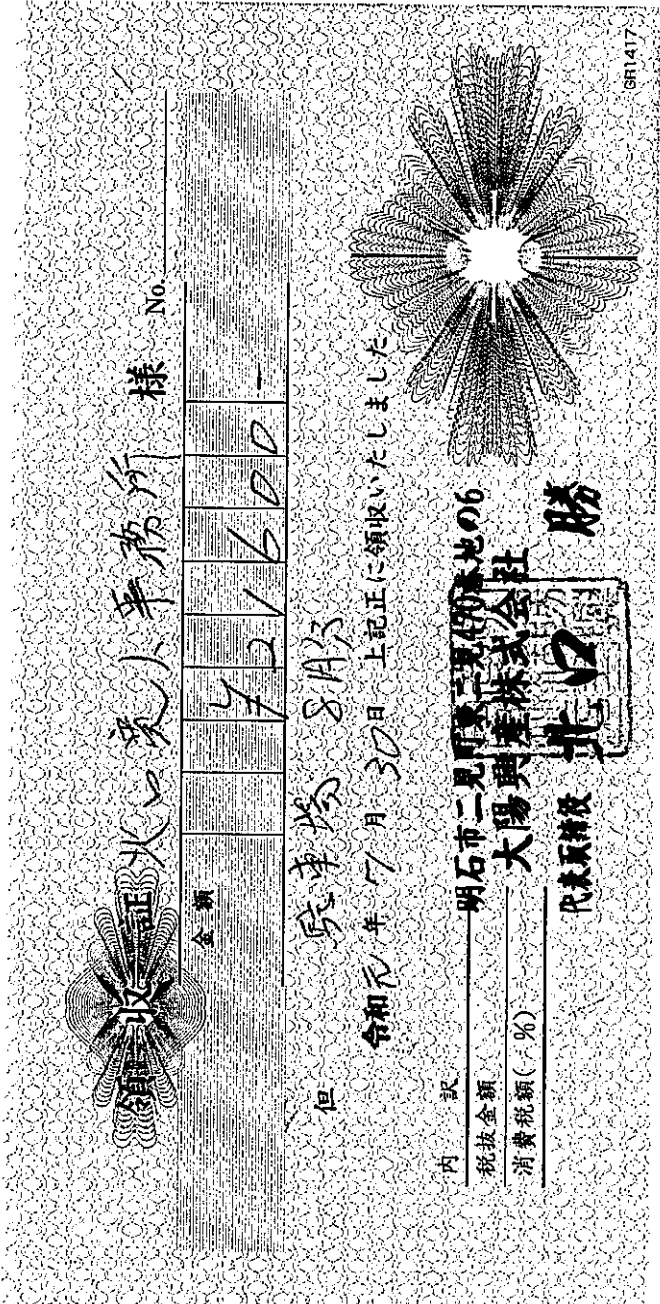
(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 7 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
2		
	共通案分率	50% 25%
それ以外の案分		-100%
案分の説明		
案分率		


領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年 7 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目							
3	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・<u>人件費</u></p> <p>本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p> <p>政務活動補助職員給与</p> <p>領収書(明細は)、別添のとおり。</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1209 376 1369 450">共通案分率</td><td data-bbox="1377 376 1477 450">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1209 461 1369 535">それ以外の案分</td><td data-bbox="1377 461 1477 535">100%</td></tr><tr><td data-bbox="1209 546 1369 620">案分の説明</td><td data-bbox="1377 546 1477 620">すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。</td></tr></table> <p>案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。							

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
7 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1								
2	火	13:00	15:00		2			
3								
4	木	〃	〃		2			
5								
6								
7								
8								
9	火	〃	〃		2			
10								
11	木	〃	〃		2			
12								
13								
14								
15								
16	火	〃	〃		2			
17								
18	木	〃	〃		2			
19								
20								
21								
22								
23	火	〃	〃		2			
24								
25	木	〃	〃		2			
26								
27								
28								
29	月	〃	〃		2			
30	火	〃	〃		2			
31								
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)


④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)


【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年7月30日

住所 

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 8月分)  
 (会派名 自民党)  
 (議員名 北口寛人)

整理 番号	用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	共通案分率	50% <b>25%</b>
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	

2019年7月15日 発行  
 2019年 8月 2日  
 請求金額合計 8,923円

※7月10日以後の支払方法変更・繰上返済多分・返品分等に  
 つきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

V: Visa, J: JCB

支店: 北口 寛人 様  
 口座名義: 北口 寛人 様

ご利用年月日	ご利用店名	形/外	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回数	今回ご請求金額(円)	摘要
19 6 8	レギュラー	北口 寛人 様	20.00	2920◎1回払 1	2880	セルフ大久保 SS 値引40円
19 6 22	レギュラー		43.80	6044◎1回払 1	5957	DD大久保インターSS 値引87円
19 7 5	ご利用代金明細書発行手数料			86 1回払 1	86	(内消費税等6円)
			*** 今回ご利用金額合計 ***	9050	8923	
			*** ご請求金額合計 ***			

**ENEOS CARD**  
 Apple Payの設定がカンタンにできます!(iosの方)

毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!

いままぐ無料ダウンロード!!  
 App Store または <https://ts3card.jp/eneos/>

ENEOSカードアプリ

QRコード

※アプリご利用の際は、ご利用の端末のOSバージョンが最新の状態に保たれていること、また、Apple Payがご利用の端末にインストールされていることをご確認ください。

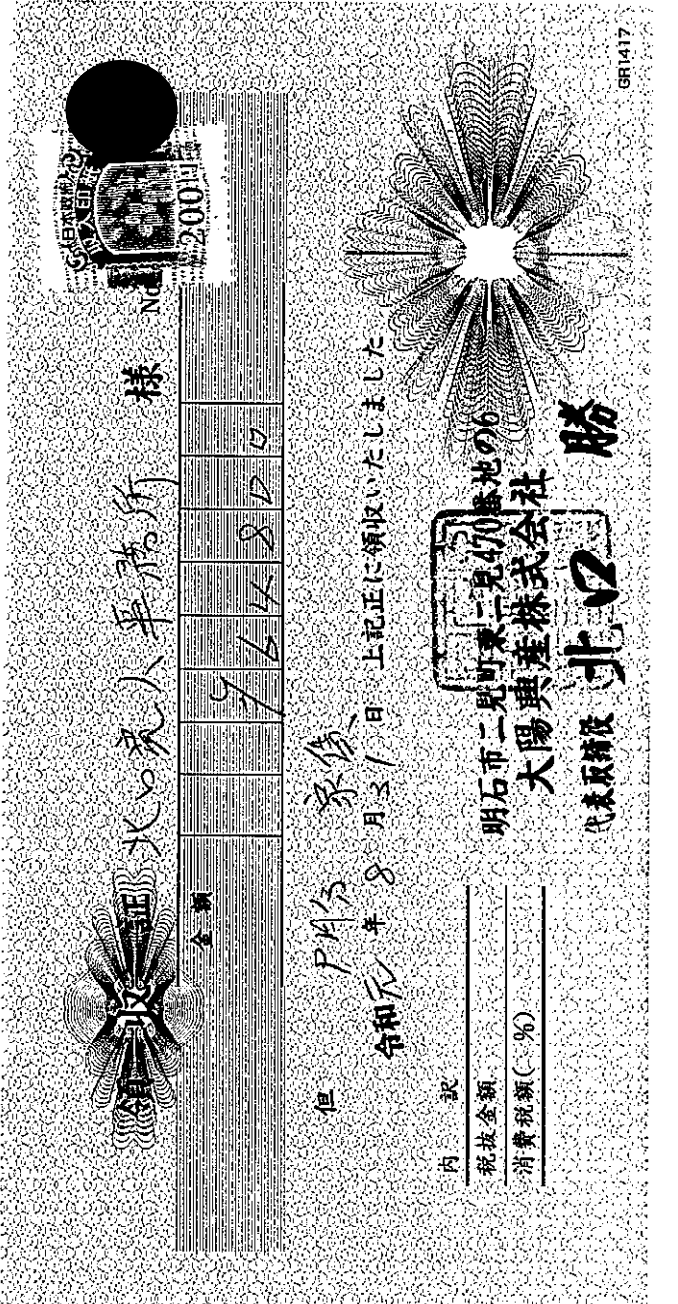
ENEOSカードは、ご利用のポイントを現金に換金してご利用いただけます。  
 「Q」印のご利用分をあとからリボ払いに変更できます。あとリボのお申込み期間の確認や変更手続きは、ホームページが便利です。(一部ご利用いただけるカードがございます。)

00355498

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年8月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・<b>事務所費</b>・事務費・人件費</p>	
 <p>領収書 金額 76,480 但 円 令和元年8月31日 上記正に領収いたしました 明石市二見町東二見470番地の6 大陽興産株式会社 代表取締役 北口 勝</p> <p>内 訳 税抜金額 消費税額(%)</p>		<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 8月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
3	共通案分率 50%	
	それ以外の案分 100%	
案分の説明		案分率
<p>領収書 No. 721600        但 P.A. 駐事務所        令和元年 8 月 31 日 上記正に領収いたしました        内訳        税抜金額        消費税額(%)</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田6番地の6        大陽東産株式会社        代表取締役 北口 勝</p>		





(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
8 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	木	13:00	15:00		2			
2								
3								
4								
5								
6	火	11	11		2			
7								
8	木	11	11		2			
9								
10								
11								
12								
13	火	11	11		2			
14								
15	木	11	11		2			
16								
17								
18								
19								
20	火	11	11		2			
21								
22	木	11	11		2			
23								
24								
25								
26								
27	火	11	11		2			
28								
29	木	11	11		2			
30	金	11	11		2			
31								
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)


④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)


【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年 8 月 1 日

住所 

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円



領収書等添付様式【共通】

(令和元年8月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理番号	用途項目																																																																																																																																																																																									
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費																																																																																																																																																																																									
<p>いつもご利用いただきありがとうございます</p> <p><b>電気ご使用量のお知らせ</b></p> <p>北口 寛人様</p> <table border="1"> <tr> <td>お客さま番号</td> <td>日程</td> <td>所</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>16466725</td> <td>21</td> <td>4600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給地点特定番号</td> <td>06</td> <td>0164</td> <td>6672</td> <td>5214 6001 0000</td> </tr> <tr> <td>1年8月分</td> <td>ご使用期間</td> <td colspan="3">7月18日～8月19日</td> </tr> <tr> <td>ご契約内容</td> <td colspan="4">従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>ご使用量</td> <td colspan="4">68kWh</td> </tr> <tr> <td>計器番号</td> <td colspan="4">856</td> </tr> <tr> <td>当月指示数</td> <td colspan="4">7429</td> </tr> <tr> <td>前月指示数</td> <td colspan="4">7361</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ご参考：前年同月ご使用量（期間 7/18～8/20） 95kWh 対前年同月比 -28.4%</td> </tr> <tr> <td>ご請求金額</td> <td colspan="4">1,624 円</td> </tr> <tr> <td>お支払期限日</td> <td colspan="4">9月19日</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>334</td> <td>82</td> <td>再工不促進賦課金</td> <td>200</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>1段料金</td> <td>1,057</td> <td>35</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>+31</td> <td>96</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>単価名称</td> <td>月分</td> <td>最初の15kWhに対して</td> <td>15kWhをこえる1kWhにつき</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>+7円05銭</td> <td>+47銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌月分</td> <td>+4円13銭</td> <td>+28銭</td> </tr> <tr> <td>再工不促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>44円25銭</td> <td>2円95銭</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p><b>電気料金領収済のお知らせ</b></p> <p>年月分 8月分 ご使用期間 7月18日～8月19日</p> <p>契約種別 振替日</p> <p>ご使用量 ***** 消費税等相当額(再掲)</p> <p>領収金額 *****</p> <p>口座名義 店舗 口座番号</p> <p>検針日 8月20日 次回検針日 9月16日 検針員</p> <p>関西電力株式会社 受託会社 関西サービス株式会社</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> </td> <td colspan="3"> <p>案分率</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>電気料金振込受領証</p> <table border="1"> <tr> <td>1年8月分</td> <td>金額</td> <td>16,240</td> </tr> <tr> <td>お支払人</td> <td>北口 寛人様</td> <td>ご使用期間</td> <td>7月18日から8月19日まで</td> </tr> <tr> <td>お支払口座</td> <td>16466725,21,4600</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>契約</td> <td>従量電灯A</td> <td>力率</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ご使用量(kWh)</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気料金内訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料費調整額(再掲)</td> <td colspan="2">+31.96円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">再工不促進賦課金(再掲)</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神戸料金センター</td> <td colspan="2">0800-777-8810</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">収入印紙不要</td> </tr> <tr> <td colspan="4">被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		お客さま番号	日程	所	番	号	16466725	21	4600			供給地点特定番号	06	0164	6672	5214 6001 0000	1年8月分	ご使用期間	7月18日～8月19日			ご契約内容	従量電灯A				ご使用量	68kWh				計器番号	856				当月指示数	7429				前月指示数	7361				ご参考：前年同月ご使用量（期間 7/18～8/20） 95kWh 対前年同月比 -28.4%					ご請求金額	1,624 円				お支払期限日	9月19日				<table border="1"> <tr> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>334</td> <td>82</td> <td>再工不促進賦課金</td> <td>200</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>1段料金</td> <td>1,057</td> <td>35</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>+31</td> <td>96</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	最低料金	334	82	再工不促進賦課金	200	00	1段料金	1,057	35	消費税等相当額(再掲)	120	00	燃料費調整額	+31	96				<table border="1"> <tr> <td>単価名称</td> <td>月分</td> <td>最初の15kWhに対して</td> <td>15kWhをこえる1kWhにつき</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>+7円05銭</td> <td>+47銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌月分</td> <td>+4円13銭</td> <td>+28銭</td> </tr> <tr> <td>再工不促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>44円25銭</td> <td>2円95銭</td> </tr> </table>					単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき	燃料費調整	当月分	+7円05銭	+47銭		翌月分	+4円13銭	+28銭	再工不促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭	<p><b>電気料金領収済のお知らせ</b></p> <p>年月分 8月分 ご使用期間 7月18日～8月19日</p> <p>契約種別 振替日</p> <p>ご使用量 ***** 消費税等相当額(再掲)</p> <p>領収金額 *****</p> <p>口座名義 店舗 口座番号</p> <p>検針日 8月20日 次回検針日 9月16日 検針員</p> <p>関西電力株式会社 受託会社 関西サービス株式会社</p>					<p>お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております</p>					<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p>		<p>案分率</p>			<p>電気料金振込受領証</p> <table border="1"> <tr> <td>1年8月分</td> <td>金額</td> <td>16,240</td> </tr> <tr> <td>お支払人</td> <td>北口 寛人様</td> <td>ご使用期間</td> <td>7月18日から8月19日まで</td> </tr> <tr> <td>お支払口座</td> <td>16466725,21,4600</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>契約</td> <td>従量電灯A</td> <td>力率</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ご使用量(kWh)</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気料金内訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料費調整額(再掲)</td> <td colspan="2">+31.96円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">再工不促進賦課金(再掲)</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神戸料金センター</td> <td colspan="2">0800-777-8810</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">収入印紙不要</td> </tr> <tr> <td colspan="4">被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)</td> </tr> </table>					1年8月分	金額	16,240	お支払人	北口 寛人様	ご使用期間	7月18日から8月19日まで	お支払口座	16466725,21,4600	消費税等相当額(再掲)	120円	契約	従量電灯A	力率	5%			ご使用量(kWh)	68			電気料金内訳	円	31				燃料費調整額(再掲)		+31.96円		再工不促進賦課金(再掲)		200円		ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階				神戸料金センター		0800-777-8810		ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。				収入印紙不要				被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)			
お客さま番号	日程	所	番	号																																																																																																																																																																																						
16466725	21	4600																																																																																																																																																																																								
供給地点特定番号	06	0164	6672	5214 6001 0000																																																																																																																																																																																						
1年8月分	ご使用期間	7月18日～8月19日																																																																																																																																																																																								
ご契約内容	従量電灯A																																																																																																																																																																																									
ご使用量	68kWh																																																																																																																																																																																									
計器番号	856																																																																																																																																																																																									
当月指示数	7429																																																																																																																																																																																									
前月指示数	7361																																																																																																																																																																																									
ご参考：前年同月ご使用量（期間 7/18～8/20） 95kWh 対前年同月比 -28.4%																																																																																																																																																																																										
ご請求金額	1,624 円																																																																																																																																																																																									
お支払期限日	9月19日																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> <td>(内訳)</td> <td>円</td> <td>銭</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>334</td> <td>82</td> <td>再工不促進賦課金</td> <td>200</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>1段料金</td> <td>1,057</td> <td>35</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>+31</td> <td>96</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	最低料金	334	82	再工不促進賦課金	200	00	1段料金	1,057	35	消費税等相当額(再掲)	120	00	燃料費調整額	+31	96																																																																																																																																																																	
(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭																																																																																																																																																																																					
最低料金	334	82	再工不促進賦課金	200	00																																																																																																																																																																																					
1段料金	1,057	35	消費税等相当額(再掲)	120	00																																																																																																																																																																																					
燃料費調整額	+31	96																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>単価名称</td> <td>月分</td> <td>最初の15kWhに対して</td> <td>15kWhをこえる1kWhにつき</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>+7円05銭</td> <td>+47銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌月分</td> <td>+4円13銭</td> <td>+28銭</td> </tr> <tr> <td>再工不促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>44円25銭</td> <td>2円95銭</td> </tr> </table>					単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき	燃料費調整	当月分	+7円05銭	+47銭		翌月分	+4円13銭	+28銭	再工不促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭																																																																																																																																																																						
単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき																																																																																																																																																																																							
燃料費調整	当月分	+7円05銭	+47銭																																																																																																																																																																																							
	翌月分	+4円13銭	+28銭																																																																																																																																																																																							
再工不促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭																																																																																																																																																																																							
<p><b>電気料金領収済のお知らせ</b></p> <p>年月分 8月分 ご使用期間 7月18日～8月19日</p> <p>契約種別 振替日</p> <p>ご使用量 ***** 消費税等相当額(再掲)</p> <p>領収金額 *****</p> <p>口座名義 店舗 口座番号</p> <p>検針日 8月20日 次回検針日 9月16日 検針員</p> <p>関西電力株式会社 受託会社 関西サービス株式会社</p>																																																																																																																																																																																										
<p>お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております</p>																																																																																																																																																																																										
<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p>		<p>案分率</p>																																																																																																																																																																																								
<p>電気料金振込受領証</p> <table border="1"> <tr> <td>1年8月分</td> <td>金額</td> <td>16,240</td> </tr> <tr> <td>お支払人</td> <td>北口 寛人様</td> <td>ご使用期間</td> <td>7月18日から8月19日まで</td> </tr> <tr> <td>お支払口座</td> <td>16466725,21,4600</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>契約</td> <td>従量電灯A</td> <td>力率</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ご使用量(kWh)</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電気料金内訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料費調整額(再掲)</td> <td colspan="2">+31.96円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">再工不促進賦課金(再掲)</td> <td colspan="2">200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神戸料金センター</td> <td colspan="2">0800-777-8810</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">収入印紙不要</td> </tr> <tr> <td colspan="4">被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)</td> </tr> </table>					1年8月分	金額	16,240	お支払人	北口 寛人様	ご使用期間	7月18日から8月19日まで	お支払口座	16466725,21,4600	消費税等相当額(再掲)	120円	契約	従量電灯A	力率	5%			ご使用量(kWh)	68			電気料金内訳	円	31				燃料費調整額(再掲)		+31.96円		再工不促進賦課金(再掲)		200円		ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階				神戸料金センター		0800-777-8810		ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。				収入印紙不要				被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)																																																																																																																																		
1年8月分	金額	16,240																																																																																																																																																																																								
お支払人	北口 寛人様	ご使用期間	7月18日から8月19日まで																																																																																																																																																																																							
お支払口座	16466725,21,4600	消費税等相当額(再掲)	120円																																																																																																																																																																																							
契約	従量電灯A	力率	5%																																																																																																																																																																																							
		ご使用量(kWh)	68																																																																																																																																																																																							
		電気料金内訳	円																																																																																																																																																																																							
31																																																																																																																																																																																										
燃料費調整額(再掲)		+31.96円																																																																																																																																																																																								
再工不促進賦課金(再掲)		200円																																																																																																																																																																																								
ご使用場所 明石市 二見町 東二見 470-6 山陽ビル 3階																																																																																																																																																																																										
神戸料金センター		0800-777-8810																																																																																																																																																																																								
ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。																																																																																																																																																																																										
収入印紙不要																																																																																																																																																																																										
被振込人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)																																																																																																																																																																																										

（ご注意）本票により集金することはありません。



領収書等添付様式【共通】

(令和元年 9月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明

2019年8月15日 発行

2019年 9月 2日

ご請求金額合計 12,492 円

※カード契約以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。  
なおご指定口座よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前日までにご用意下さい。

※9月10日以前の支払方法変更・繰上返済入会分・返金分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

V: V!aa, J: JCB

支店 北口 寛人 様

口座名義 北口 寛人 様

ご利用年月日	ご利用店名	決済	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
19 7 10	レギュラー	北口 寛人 様	7,421	① I 回払 1	7,321	セルフ大入保 SS 値引1,100円
19 7 19	レギュラー	50.14	5,162	① I 回払 1	5,085	DD大入保インターSS 値引1,77円
19 8 5	ご利用代金明細書発行手数料	38.52	86	I 回払 1	86	(内消費税等6円)
*** 今回ご利用金額合計 ***					12,669	
*** ご請求金額合計 ***					12,492	

**ENEOSカードアプリ**  
Apple Payの設定がカンタンにできます!(iOSの方)

毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!

ENEOS CARD

App Store | Q ENEOSカードアプリ | または <https://ts3card.jp/eneos/>

いすく無料ダウンロード!!

明細を見たいとき 画面をタップ!

お好きなキャンペーン情報・エントリーはここから!

45,000円 | 6,000円

ENEOS CARD

ENEOSサービスステーションご利用分のポイント対象売上には\*\*を表示しています。  
【Q】印のご利用分をあとからリボ払いに変更できます。あとリボ払いに変更する場合は、ホームページが便利です。(一部ご利用いただけられないカードがございます。)

00354492

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年9月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費									
2										
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										

令和元年9月1日

管理者 大陽興産株式会社

TEL 078-943-0068



北口寛人事務所 様

## 消費税改正に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、消費税につきまして令和元年（2019年）10月1日からの消費税率を現行の8%から10%へ引き上げることが正式に決定されました。

これにともない下記のとおり御負担していただきたくお知らせいたします。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○令和元年10月分家賃（駐車料）入金分より

86,400 円 → 88,000 円 になります。

以上

誠に恐れ入りますが、ご理解とご協力を賜りますよう、宜しく願いいたします。

大陽興産(株)

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年 9 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号  3	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <b>事務所費・事務費・人件費</b>	
		共通案分率 <b>50%</b>
		25%
<p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p>		案分率




領収書等添付様式【共通】

令和元年 9 月分 )  
(会派名 自由民主党 )  
(議員名 北口寛人 )

整理 番号	使 途 項 目										
4	<p data-bbox="169 327 1490 360">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・<u>人件費</u></p> <p data-bbox="252 412 863 450">本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p> <p data-bbox="277 488 948 562">政務活動補助職員給与</p> <p data-bbox="384 703 922 763">領収書(明細は)、別添のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1168 371 1490 987"><tr><td data-bbox="1168 371 1374 456">共通案分率</td><td data-bbox="1374 371 1490 456">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1168 456 1374 495">それ以外の案分</td><td data-bbox="1374 456 1490 495">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1168 495 1490 533">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1168 533 1490 651">すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1168 629 1209 719">案分率</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。		案分率	
共通案分率	50% 25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明											
すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。											
案分率											

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
9 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1								
2								
3	火	13=00	15=00		2			
4					2			
5	木	〃	〃					
6								
7								
8								
9								
10	火	〃	〃		2			
11								
12	木	〃	〃		2			
13								
14								
15								
16								
17	火	〃	〃		2			
18								
19	木	〃	〃		2			
20								
21								
22								
23								
24	火	〃	〃		2			
25								
26	木	〃	〃		2			
27	金	〃	〃		2			
28								
29								
30	月	〃	〃		2			
31								
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)


④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)



【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年 9 月 28 日

住所 

氏名  

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E)[ 20000 円] × 案分率[ 50 %] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額[ 円] × 案分率[ %] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円



**KIX CURRENCY EXCHANGE**

関西国際空港直営  
外貨両替 南店  
TEL:072-455-4188

年月日 2019.02/19 時刻 13:15

No. S11908190106

**計算書**

種別	数量	小計
JPY → USD:アメリカドル		
USD CASH		(USD)
	100 ×	10
	50 ×	14
	20 ×	11
	10 ×	10
	5 ×	1
外貨計		2,025

両替レート (■カード割引) @¥108.72

日本円計 ¥220,158

種別	外貨計	日本円計
USD CASH	2,025	¥220,158

日本円合計 ¥220,158

FCX-S01

➔WEB予約受付中!!➔

パソコン・スマホから簡単予約!

お得な割引レート

+小額紙幣での予約もOK!

取扱通貨数は関空内では最多!!

通訳代 計 ¥1,200<sup>00</sup>

@ 108.72

↓

¥130,464



# 領収書



Date: August 19, 2019

Invoice #: 10001

Customer ID: Hyogo-Prefecture

To: 兵庫県議会自由民主党  
林業振興議連御中

Cost Center Number 11/A

Yes	NA	NA	10001	7/24/2019	8/ 9/19
-----	----	----	-------	-----------	---------

数量	単位	Description(品名)	Unit Price(原価)	Line Total(小計)
2.00	時間	Interpretation Service(通訳)サービス料金	\$ 125.00	\$ 250.00

Hyogo Forestry Delegation - Weyerhaeuser HQ visit  
 Interpretation Service Fee Hyogo Forestry Delegation - Weyerhaeuser HQ visit  
 Interpretation Service Fee(兵庫県内の森林振興を目的とした企業視察際の通訳サービス料金)

Total Discount

Subtotal \$ 250.00  
 Sales Tax  
 Total(合計) \$ 250.00

Approved by: Yuko Saika

Cost Center Number NA

Project Number NA

上記料金を確かに受領したことを本領収書で証明致します



# 領収証

兵庫県議会自由民主党林業振興議員連盟 様

\$ 200.00 -

但 通訳 代として  
2019年 8月 20日 上記正に領収いたしました

印  
印

住所:

TEL:

# Service Invoice

Invoice Date: 8/21/2019

Invoice Number: 19-002

To: 兵庫県議会自由民主党  
林業振興議 御中

Service Type	Description	Price
English/Japanese interpretation for Hyogo Prefectural Assembly visit.	Delegation all-day visit on Wednesday, 8/21/19. Includes scheduled meetings: 9:00am-10:30am @ Carbon 12 2:00pm-4:30pm @ Prosper Portland	\$250.00

**Amount Due: \$250.00\***

\* Online payment option available via PayPal.

Please visit [REDACTED] to make a payment

# 領 収 書

NO:

発行日: 8/22/2019

兵庫県議会自由民主党

林業振興議員連盟 御中

\$ 500.00-

但し 8/22 終日 通訳代として  
上記の金額正に受領いたしました

氏名

住所

TEL:

E-MAIL:



✓

✓



(添付様式11-2)

兵庫県議会自民党林業振興議連北米視察 調査報告書

I 議員名 北口 寛人

II 期間 令和元年8月19日(月)～令和元年8月24日(土)

III 同行者 石川 憲幸議員、藤田 孝夫議員、内藤 兵衛議員、原テツアキ議員、大豊 康臣議員、橋 秀太郎議員

IV 行程表

日時(現地時間)	滞在地、訪問・宿泊先等	交通機関	内容	
8/19 (月)	16:00	関空発	デルタ航空 182便  宿泊	
	10:03	シアトル着		
	13:00	シアトル		在シアトル日本国訪問
	15:00			ウェアハウザー社本社 視察
	18:00			ホテル着
8/20 (火)	7:30	シアトル	ホテル発	
	10:30	ロングビュー	ウェアハウザー社製材 工場視察	
	13:30		日本ダイナウェーブパ ッケージング社視察	
	19:00	ポートランド	ホテル着	
8/21 (水)	8:45	ポートランド	ホテル発	
	9:00		カーボン12(木造高層建 築)視察	
	14:00		プロスパーポートラン ドにて関係機関との意 見交換会	
	18:00		ホテル着	

日時 (現地時間)		滞在地、訪問・宿泊先等		交通機関	内容
8/22 (木)	7:30	ポートランド	ホテル発	専用車	視察・意見交換
	9:00	ロングビュー	Pacific Lumber and Shipping 社木材積込現場視察		
	12:00	オリンピア	個人有林等を視察 (山林作業現場)		
	18:00	シアトル	ホテル着		
8/23 (金)	9:30	シアトル	ホテル発	デルタ航空 183便	機中泊
	11:00		シアトル空港着		
	12:05		シアトル空港発		
8/24 (土)	15:30		関空着  自宅		

#### V 所要額及び政務活動費充当額

項目	所要額			内容
	領収書 NO	領収書 金額	充当金額	
1 旅行代金 航空運賃		654,990 円	654,990 円	航空券代金 615,400 円 空港諸税及び 燃油サーチャージ 39,590 円
2 移動交通費他 現地交通費 (8/19~8/23)		26,114 円	26,114 円	バス借上げ代(一人当り換 算) 関西空港
3 宿泊代 8/19~8/22 4泊		167,420 円	167,420 円	Hilton Garden Inn Seattle Downtown × 2泊 Doubletree By Hilton Portland × 2泊
4 通訳代 8/19~8/22 4日間		18,638 円	18,638 円	一人当り換算
5 その他 取扱手数料等、 諸費用		4,780 円	4,780 円	ESTA 申請費用
合計 (食事代除)		871,942 円	871,942 円	海外合計 871,942 円の内 800,000 円を政務活動費と して計上。

## VI 調査目的、内容等

別紙「アメリカ林業・木材産業視察 報告書」参照

## VII 所感・県政への活用に対する考察 等

今回の視察においては、日本とりわけ兵庫県の林業振興への有効な取組を見い出すべく、林業及びCLTなど最先端の木材建築の先進地であるシアトル及びロングビュー、ポートランドを視察した。各視察場所において様々なる知見を得ることができたことは誠に有意義であった。

これらの視察を通じて特に感じたのは、地球環境への配慮としての木質化の優位性は訴えるべき点であるものの、やはり各事業者の立場に立って考えると、木造建築の他方式への経済的優位性が担保されることが必要であることが理解できた。

その点では、中層のビルではCLTが経済的優位性を持つ点や、木質化による建物内空間の高度化により、賃貸料の増嵩が回り得るなど実績を学べたことで、納得を得た。

さらに、当然需要があつてこそその木材供給量の安定及び価格の向上がもたらされ、好循環となって視察地の木材関係産業が成り立っていることが理解された。

他方、森林の育成においては個人有林を見学したが、不要となったゴルフ場跡地を安く買い取り、植林を長年にわたり実施して立派な森を復元されていた。大いに尊敬と感嘆を呼ぶものであった。

個人の立場ではなくとも、行政に携わるものとして、後生のための森づくりの見地は大切なものだと実感した。

今回の視察で得た知見を今後の活動に生かすことを決意し、所見とする。

# アメリカ林業・木材産業視察 報告書

令和元年8月19日（月）～ 8月24日（土）



兵庫県議会自由民主党林業振興議員連盟

## アメリカ林業・木材産業視察 日程

日時 (現地時間)		滞在地、訪問・宿泊先等	交通機関	内容		
8/19 (月)	16:00		関空発	デルタ航空 182 便		
	10:03		シアトル着			
	13:00	シアトル	在シアトル日本国訪問 ウェアハウザー社本社 視察		<u>調査先① ⇒ P3</u>	
	15:00				<u>調査先② ⇒ P4</u>	
	18:00				ホテル着	宿泊
8/20 (火)	7:30	シアトル	ホテル発	専用車		
	10:30	ロングビュー	ウェアハウザー社製材 工場視察		視察・意見交換 <u>調査先③ ⇒ P6</u>	
	13:30				日本ダイナウェーブパ ッケージング社視察	視察・意見交換 <u>調査先④ ⇒ P7</u>
	19:00	ポートランド	ホテル着		宿泊	
8/21 (水)	8:45		ホテル発	専用車		
	9:00	ポートランド	カーボン 12(木造高層 建築)視察		視察・意見交換 <u>調査先⑤ ⇒ P8</u>	
	14:00				プロスパーポートラン ドにて関係機関との意 見交換会	意見交換 <u>調査先⑥ ⇒ P11</u>
	18:00				ホテル着	宿泊
8/22 (木)	7:30	ポートランド	ホテル発	専用車		
	9:00	ロングビュー	Pacific Lumber and Shipping 社木材積込現 場視察		視察・意見交換 <u>調査先⑦ ⇒ P13</u>	
	12:00	オリンピア	個人有林等を視察 (山林作業現場)		視察・意見交換 <u>調査先⑧ ⇒ P14</u>	
	18:00	シアトル	ホテル着		宿泊	
8/23 (金)	9:30		ホテル発	デルタ航空 183 便		
	11:00	シアトル	シアトル空港着		機中泊	
	12:05		シアトル空港発			
8/24 (土)	15:30		関空着 自宅			

## アメリカ林業・木材産業視察 参加者

団 長 石川 憲幸 (丹波市/6期)

副団長 藤田 孝夫 (養父市及び朝来市/5期)

事務局長 内藤 兵衛 (西脇市及び多可郡/4期)

原 テツアキ (淡路市/4期)

北口 寛人 (明石市/3期)

大豊 康臣 (加西市/2期)

橘 秀太郎 (美方郡/1期)

以上 7名

# アメリカ林業・木材産業視察 調査・報告内容

## 1 在シアトル日本国総領事館訪問

### (1) 日時

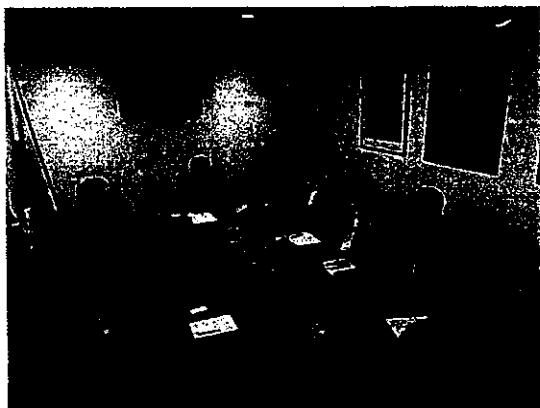
2019年8月19日(月) 13時～14時30分

### (2) 面談者職氏名

在シアトル日本総領事館 山田洋一郎総領事、石川貴之領事

### (3) 説明・意見交換概要

- ・ 山田総領事からは、ワシントン州と兵庫県の姉妹提携56年の歴史を踏まえ、更なる相互交流の進展を望むとの激励をいただいた。
- ・ 石川領事から林業施策についての概要説明。石川領事は、林野庁からシアトル領事館に出向されており、我々林業振興議連の調査の趣旨を受けて、豊富な資料を準備した上で、日米における林業施策について、詳細な説明を行っていただいた。
- ・ ワシントン州の林業においては、森林施業部、森林資源保全部、資源保護部が主に担当し、州有林及び私有林の森林施業関連法令規則の執行・監督、森林火災や森林病虫害の防止、小規模森林所有者に対する技術支援、環境面で重要な森林の保護等を実施している。
- ・ また、木質バイオマスの利用は、地球温暖化の防止、森林火災リスクの低減、地域経済の活性化に繋がるとして重要施策と位置付けられている。



## 2 ウェアハウザー社本社訪問

### (1) 日時

2019年8月19日(月) 15時00分～17時00分

### (2) 面談者職氏名

■■■■ (輸出担当長)、■■■■ (輸出マネージャー)、  
■■■■ (オペレーションチームリーダー)

### (3) 説明概要

#### ① 会社概要

1900年設立、タコマ市で設立、フィラデルフィア市を経て現在本社はシアトル市。森林の育成と伐採、原木、建築用資材等の森林製品の製造、流通および販売を主な業務としている国際的な森林製品供給会社で、木材搬出量は全米ナンバーワン。ウェアハウザー社は世界有数の森林所有者でもある。

#### ② 森林管理

ウェアハウザー社では世界で最も生産性の高い森林を所有あるいは管理している。1900年の創業以来、森林管理を行っており、現在、民間企業としては世界最大規模の植林及び環境関連研究者を雇用し、支援している。また、苗圃(苗木栽培所)とツリー・ファーム(植林地)を所有している。

米国西部で毎年伐採される森林は会社の森林の約2%である。伐採された森林地は40年から50年の後に、再び収穫できるまでに成長する。米国南部で毎年伐採される森林は会社が保有している森林の約3%である。南部のサザン・イエロー・パインは西部のダグラス・ファー(米松) ノーブル・ファー(もみ) やヘムロック(米桐)等の樹木より早く成長する。したがって、この地域の森林の成長に必要な期間は、25年から30年である。通常は伐採が行われてから1年以内に植林が行われる。

#### <公約と目標>

世界最高の森林製品供給会社を目指すという目標を達成するために、ウェアハウザー社は森林管理及び生産性において業界のリーダー的立場とならなければなりません。この目標には従業員、顧客及び株主の皆様に対する公約が含まれている。事業を行っている地域社会を支援すること、高い基準の倫理観及び環境に対する高い責任感を持つこと、ウェアハウザー関係者が地域の方々と率直に意見交換をすることなどが含まれている。

これらの公約にはウェアハウザー社が現在及び将来にわたって達成しなければならないことが集約されている。(ウェア社HPより)





#### (4) 意見交換概要

Q) 日本マーケットの特徴はどう捉えているのか？

A) 日本の家は見えなくても節無しの良材を使うのなど独特なので最高グレード物を送っている。他国は工法の違いや用途によりそんなに厳しくない。

Q) 今後の木材マーケットをどう見ているか？

A) 世界市場は拡大を続けると考えている。日本市場は微減、インド・中国は拡大中、また米国市場も拡大しているが、要因は移民が増え消費量が伸びていることによる。

Q) 日本は本来木の文化を持ち、独特の木造建築が多いが、どう感じているか？

A) 伝統美と現代建築のハイブリットが良いと思う。

Q) セルロースナノファイバーや生分解素材へは進出しないのか？

A) 会社ビジネスとして直接的に関与していないが、素材提供などで研究機関などと情報共有は行っている。

Q) ワシントン州など、地域の住宅環境性能適応等への対応はどうしているのか？

A) ワシントン州はR11というランクが義務付けられており、対応している。

Q) 本社機能の特化とシアトル市への移転についてはどんな変化だったのか？

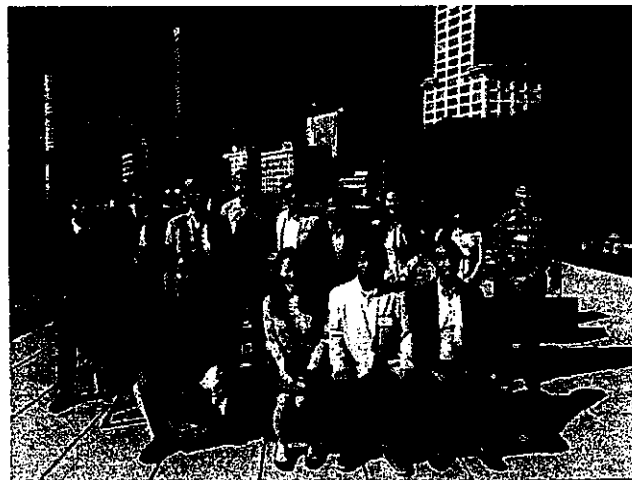
A) 手を広げ過ぎた活動分野の整理により、企業活動領域を絞り込んだ。

その当時63000人いた従業員は9000人となった。部門売却と活動領域を絞ることに重点。その際、シアトル市に本社機能を移した。

Q) シアトル市に本社機能を移したメリットは？

A) 北米西海岸のビジネスの中心地であり、優秀な人材確保が容易となった。

また、会社イメージもシアトル市に本社があることは良いと実感している。



### 3 ウェアハウザー社製材工場視察

#### (1) 日時

2019年8月20日(火) 10時30分～12時00分

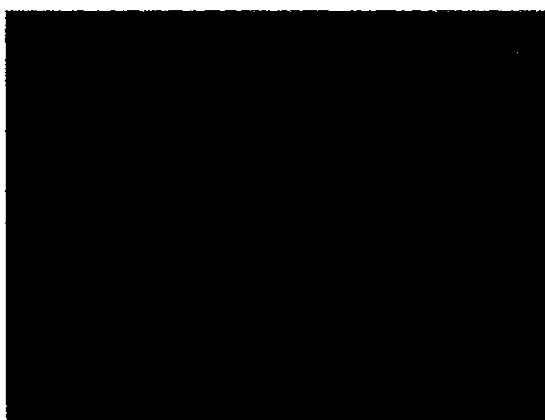
#### (2) 面談者職氏名

他

#### (3) 概要

シアトル市内ホテルを午前7時半に出発。借上げバスで3時間かけて(途中休憩含む)同社製材工場(ロングビュー工場)へ向かう。製材工場視察には、事前オンライン研修の証明書が必要で、まずこれには驚かされた。管理体制の充実が見て取れる。

豊富な山林を経営ベースに、製材、建設部材、家具材、紙の生産を行っている世界有数の木材会社であることは、前日の本社訪問時の説明で再認識したところだが、印象に強く残ったのは「この森林は我々や我々の子どものものではない。我々の孫のためのものだ」という社訓だ。この会社の林業ビジネスに対する姿勢、そして環境に対する姿勢を見事に物語っている。



さて、ロングビュー工場は、広大な敷地に建てられており、上質紙・白板紙、新聞紙等の原紙を製造するラインの他、ラミネート加工場、製材工場も設置されている。原紙製造については、後述する日本ダイナウエーブパッケージング社の視察内容で報告するが、まさに産業団地そのものである。当然のことながら、広大過ぎるがゆえに、視察は徒歩ではなく所謂バスツアーであった。

広大な敷地内に原木(多くはダグラスファー、パイン)が所狭しと並べられ、チップヤードにも大量のチップが積まれている。丸太が品質ごとに組まれ、丸太輸出も同時に行われている。主たる輸出相手国は中国や日本とのことである。

時間の関係で、製材工場内を視察することが出来なかったのは残念ではあったが、工場の巨大さに圧倒された。また、ロングビュー工場視察において丁寧な説明をしていたスタッフに感謝申し上げたい。



#### 4 日本ダイナウェーブパッケージング（以下、NDP）社視察

##### (1) 日時

2019年8月20日(火) 13時00分～16時30分

##### (2) 面談者職氏名

取締役社長 [REDACTED]、副社長 [REDACTED]  
副社長アシスタント [REDACTED]、テクニカルサービス [REDACTED]  
※駐在員は5名でL1ビザ。ビザは最初3年、更新2年。管理職は更に2年。

##### (3) 説明・意見交換概要

Q) NDPの成り立ちは？

A) 前項にあるWeyerhaeuser（以下W社という）と日本製紙㈱（以下N社という）は長期にわたり原木・チップ取引関係にある。また、米国W社敷地内に川下事業といえる新聞紙・パルプ製造会社NOR社とNDP社を出資比率50/50で運営していた。W社は川上（森林と原木）と川中（製材とチップ等）事業に専念する方針をたて、2016年9月1日、W社とN社はNOR社を投資会社に売却するとともにN社はNDP社のW社持ち株分を買い取りNDP社の100%持ち株会社とした。

	1950年代	2016年9月1日
NOR 新聞紙・パルプ	W社50%/日本製紙50%	投資会社100%
NDP	W社50%/日本製紙50%	日本製紙100%

Q) ダイナウェーブとは？

A) 日本製紙のシンボルマーク。名前は躍動（ダイナミック）と軽やかに躍動するウェーブの造語。シンボルの白地の部分にはN社のNが浮かび上がりそれぞれのウェーブは飛躍を表している。

Q) NDPの概要は

A) 従業員約530名。抄紙機（紙を抄く機会）設置は1952年。

事業内容は牛乳・ジュース等液体用紙の原紙、カップ容器用の原紙等の造・加工・販売。製造秤量：245gsm(gram per square meter)、因みに新聞紙（40gsm）、コピー紙（60gsm）、写真紙（120gsm）

製造紙厚：340μ～483μ（マイクロ）

製造能力：年間29万トン チップからパルプへの歩留まり50%。

広葉樹は繊維が短く細い、針葉樹は長く太い。

製造過程：チップ→パルプ→過酸化水素漂白→抄紙機→ポリエチレンラミネーター

販売先：日本、北米、その他がそれぞれ1/3。中国向けが増えている。

原紙の流れ：石塚硝子、日本製紙リキッドパッケージングプロダクト㈱三木事業所等で原紙を最終製品にカット・印刷、その後牛乳・ジュース等メーカーで立成型液体充填。

Q) 課題は？

A) 森林認証制度が取得出来ないこと。森林認証制度とは適切に管理された森林を認証する制度。認証された木材や原紙に認証済みのラベルを付けることにより、消費者は

認証済み木材や製品を選択できる。認証制度は、環境NGO・森林所有者・木材取引企業・先住民族団体等により1993年に設立されたFSC（森林管理協議会）により発足。その後、世界各地で森林認証制度が設立され、1990年ヨーロッパの各地の森林認証制度を纏めてPEFC（汎ヨーロッパ森林認証）が発足、更にヨーロッパ以外の森林認証制度も取り込んでPEFC森林認証プログラムとして現在に至り世界の認証林の過半数を占めている。W社は先住民族問題などにより認証を取得出来ず、NDPの原紙や製品も取得出来ていない。よって、世界のイベントのオリンピックにおいて液体パックやプレートなどを採用してもらう上で有利に立てない。



## 5 カーボン12（木造高層建築）視察

### (1) 日時

2019年8月21日(水) 9時00分～11時00分

### (2) 面談者職氏名

氏【XXXXXXXXXX】(建築家)  
(カーボン12のプロジェクトアーキテクト: 統括建築家)

### (3) 説明概要

#### 【カイザー+パス】

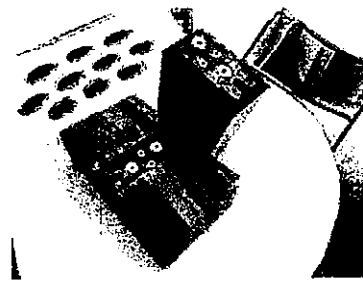
- ・持続加工な建築のための、開発者、建築家、建設の専門家集団
- ・ラジエーター（5階建で、最初の全木材の建築）の設計施工
- ・カーボン12（8階建、CLT建築）の設計施工
- ・高層建築にCLTを使用することをリードする。



(ラジエーター全景)



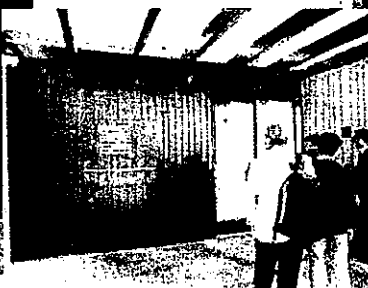
(説明状況)



(連結構造)

#### 【カーボン12】

- ・「12」は、カーボンの原子量及び地番の12番地に由来した。
- ・コンドミニアム形式で直接エレベーターが各家の入口となるプライベート空間を演出している特徴がある。
- ・従来の木造の建築基準の高さ制限を超えて、CLTを使用した木造建築（8階）の全米初の建築物
- ・市及び州当局の技術的交渉に苦慮したとのこと。
- ・構造部材としての載荷実験や燃焼試験による基準の策定に繋がった。
- ・連結構造を考案し、連結部の耐震性を確保。



(カーボン12内覧)

#### 【ザ・スパー】

- ・CLTによる世界一高層のマスチンバー建物（構想中）
- ・現在、研究・設計段階で「カイザー+パス」がプロジェクトを進めている。
- ・36階建ては、今後、CLTの可能性（CO<sub>2</sub>の固定や耐久性、耐火性、耐震性、持続可能性など）及び国際基準評議会（ICC）が示すガイドライン（建築基準）の改訂につながることを期待している。



（ザ・スパー：CLTによる最高層（36階建て）の構想）

#### （4）意見交換概要

##### ＜質疑応答＞

- Q) CLTの環境へのメリットは？
- A) 小径木、破材の有効活用が可能となり、資源の長寿命化が図られる。  
CO<sub>2</sub>の長期間の固定による地球温暖化に資する。
- Q) CLTの建築部材としての特徴は？
- A) 板を直行張り合わせのため、ひずみなど寸法安定性に優れている。  
断熱性能は、RCの約1.3倍。  
RCの1/5の軽量で、基礎のコスト削減、耐震化構造に有利。  
木材は、燃えるが、CLTの部材厚を確保することで、かえって燃えにくい部材となる。軽量、寸法安定性により、工場での加工、現場での組み立て方式で、精度の高い建築及び工期を短縮できる。
- Q) 耐燃焼性は、どのように実証し、その成果は？
- A) 燃焼試験により得られた部材厚（2インチ）の炭化層を考慮することで、建築基準をクリアする提案し、当局の許可を得ることができた。
- Q) 特殊部材（床兼梁のような構造）の強度の確認は？
- A) これも、実際に使用する実物大の部材に載荷試験を行い、所定の強度を確認した。

## 6 Clackamas county (郡) 経済開発担当関係者との意見交換会

### (1) 日時

2019年8月21日(水) 14時00分～16時00分

### (2) 面談者職氏名

郡ビジネスコミュニティ部門関係者、オレゴン州貿易局関係者、ポートランド  
港国際事業開発関係者、オレゴン州立大ディレクター、佐藤領事ほか

### (3) 説明・意見交換概要

#### ① 郡のCLTへの取組状況について

- ・郡内は95%が森林。人口減少や林業衰退を背景として林業と農業の振興を計画的に実行している。
- ・その一環で小径木材の利活用を図るためにCLTに注力している。
- ・その柱は供給支援、建築基準法支援、投資戦略支援という3つの支援。
- ・CLT工場用地の確保では、老朽化した既存製材所の利活用を推進している。

#### <質疑応答>

Q) CLT工場はオレゴン州にいくつあるのか?

A) CLT工場はオレゴン州内に2つ、ワシントン州にも2つある。オレゴン州は全米でもCLT分野で最先端を走っている。

Q) CLTの他工法とのコスト競争力は?

A) コスト競争力を測るには工場のみならず、設計から建設までの全ての過程を見るべきで、現場での建設期間が短いという強みで十分勝負できる。例えば、検証例では5階建てのビルで従来にRC構造より4%総コストは低かった。  
さらに、CLTには外観の美しさがあり、賃貸ビルの場合、家賃を高く設定できるなどの経済的優位性もある。

Q) CLTの様々な価値をもっと宣伝すべきでは?

A) もちろんアピールしている。特にCO<sub>2</sub>を40年間以上にわたって蓄え続けていくことによる環境への貢献は大きい。

#### ② CLTの5つの課題について

- ・コスト、設計、製造、建設、構造の5つのアプローチでCLT普及のサポートをしている。
- ・サンディエゴで行ったCLT建築物の耐震テスト映像を使って説明。
- ・耐震構造強化のためにCLTの壁の中にワイヤーを通してしている。
- ・耐火テスト、防音性能テスト、耐水性能テストも実施し、データやそれらから得られた知見を企業などに外部提供している。
- ・コストの検討ではCLTは部材のブロック化までではRCに劣るが、建築現場での建築期間が短く、トータルでは優位である。
- ・森林では若く細い木をCLTに使い、ある程度大きく育っている木をそのまま

らに大きく育てることを目論んでいる。

<質疑応答>

Q) CLT 建築物の耐用年数は？

A) 100 年以上と考えている。

Q) 現場作業員の養成はどうしているのか？

A) トレーニングをして養成している。

Q) 海外から CLT を輸入することもあるのか

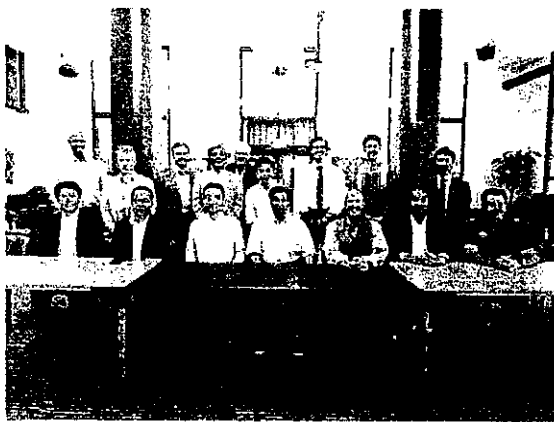
A) ヨーロッパからの実績がある。輸送はコンテナを使うのでそれがサイズの制約になっている。

Q) CLT を含む木質化が人体に及ぼす生理的影響や行動学的影響についての研究データはないのか

A) ある程度はあるので、希望があれば提供する。

Q) CLT コストメリットが最も発揮される建築規模は？

A) 6 階建て～12 階建てのビルが CLT の方が優位な規模。12 階建て以上では RC 構造の方が優位である。1 戸建ての個人住宅では CLT はコスト高であり、向いていない。





## 7 Pacific Lumber and Shipping 社 木材積込現場視察

### (1) 日時

2019年8月22日(木) 9時00分～10時30分

### (2) 面談者職氏名

Pacific Lumber and Shipping 社現場責任者2名、石川貴之領事

通訳：[REDACTED]

### (3) 説明概要

2005年、Port Blakely 社（以下P社）は木材輸出会社である Pacific Lumber & Shipping を買収し、国際マーケティング活動を強化した。ニュージーランドにも山林を所有し、日本、中国、韓国等に輸出。比率は日本6：中国3：韓国1で、比較的狀態のよいものが日本に輸出される場合が多い。

輸出先の国によって規格も異なるため、種類、長さなど、注文に応じて加工する。

### (4) 意見交換概要

<質疑応答>

Q)材木の伐採はどれくらいの範囲で行っているのか。

A)毎年、所有林の2%程度を伐採し、伐採した分を植林することにより、樹齢50年程度の材木を毎年得ることができる。インディアン居住区にはオールドグロス（300～500年の材木）も残っている。

Q)扱っている材木は、P社の所有林のものか？

A) P社所有林から切り出した材木がほとんどだが、個人所有林の材木も扱っている。

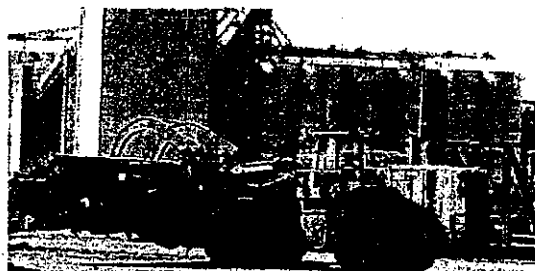
Q)多くの材木の樹皮が剥がれているが、輸出する際に樹皮は剥いで輸出するのか？

A)注文にもよるが、ほとんどの場合は、多くの輸入業社にとっては場合不要のものとなるため、樹皮は剥いで輸出する（約95%）

剥いた樹皮は処分せず、園芸用（発酵バークチップ）や燃料として利用する。

Q)材木の測定、ランク付けはどのようにおこなっているのか？

A)長さ、直径などの測定は公平性を保つためにも第三者機関にしてもらい、その結果をもとにランク付けはP社の者が行っている。



## 8 ケン・ミラー氏個人有林訪問

### (1) 日時

2019年8月22日(木) 12時00分～16時00分

### (2) 面談者職氏名

ケン・ミラー、ポニー・ミラー、ブライアン・ブレイク州下院議員、  
エド・オーカット州下院議員（林業コンサルタント会社経営）、  
[REDACTED]（森林慣習地域サポートマネージャー）、現地新聞記者

### (3) 説明概要

持続可能な森林経営、育成すべき人材や、行政・法律との関わりについて現地の山中を歩きながら視察。米国の有名な林業家を表彰する National Outstanding Tree Farmer of the Year に選ばれたことのある、ケン・ミラー氏の個人有林を視察。

ワシントン州には約216,000人もの小規模森林所有者がおり、小規模で所有することにより、影響を少なくしたり、多様性を維持できるなどメリットも多くある。

### (4) 意見交換概要

<質疑応答>

Q) いつから林業を始めたか。

A) 1993年から土地を買い始め、現在139エーカー（約56万㎡）所有しているが、様々な支出もあり、手元に残るのは25,000～30,000ドル程度。

Q) 林業を営むにあたっての問題点は。

A) 都市部の住人は木材伐採について良いイメージを持っていない。保護団体、都市部の住人等、様々な人との信頼関係の構築が重要である。

また、魚の生息地を保護するための法律により、現状に合っていない理由による規制があったり、林業者の損失補償制度が正常に機能していないため3割程度の認定しか受けることができず、補償2割にも満たないのが現状である。

Q) 現在の自分の職業（林業）を息子に継がせたいか。

A) 継がせたいし、現に息子は手伝っているが、この土地を造成することにより宅地とし、換金することができる。林業はお金になるまで長期間かかるため、難しい部分もある。

Q) 林業を支援するためにできることは何か。

A) 木材のできた製品の使用を奨励すること。世の中の様々なものに木材が利用されることにより森林の価値が向上する。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年10月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	

2019年9月15日 発行

取面を開けてご確認ください。

お支払日 2019年10月2日

ご請求金額合計 13,227円

本カード契約以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。  
なおご請求口座よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前日迄にご用慮下さい。

※9月10日以前の支払が請求書・繰上返済金等・延滞分等に つきましては本欄には反映されておりませんのでご了承ください。

Y.: Visa, J.: JCB

支店 北口 寛人 様

口座名義 北口 寛人 様

ご利用年月日	ご利用店名	お支払方法 / 今回回数	ご利用金額(円)	今回請求金額(円)	摘要
19 8 7	レギュラー	北口 寛人 様	6529	6433	セルア大入屋 SS 値引96円
19 8 15	レギュラー	48.01	6806	6708	DDセルア大入屋中央店 値引98円
19 9 5	ご利用代金明細書発行手数料	49.32	86	86	(内消費税等6円)
			*** 今回ご利用金額合計 ***	13227	
			*** ご請求金額合計 ***		

**ENEOS CARD**

**ENEOSカードアプリ**

Apple Payの設定がカンタンにできます!(iosの方)

毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!

いままぐ無料ダウンロード!!

App Store | Q ENEOSカードアプリ

または <https://ts3card.jp/eneos/>

※アプリご利用のApple IDは、Apple IDの国/地域設定と一致する必要があります。また、Apple IDの国/地域設定は、Apple IDの国/地域設定と一致する必要があります。

明細を  
見たいとき  
画面をタップ!

最新の  
おトクな  
キャンペーン情報  
エントリーは  
こちら!

ENEOSカードは、ご利用のポイントが現金以上に増えます。

100円のご利用分をあとから1円お払いに変更できます。あと1円のお申込み期限の確認や変更手続きは、ホームページが便利です。(一部ご利用いただけないカードがございます。)

00361185

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年/0月分)

(会派名 自民党)

(議員名 北口寛人)

お客様ご請求番号  
BILLING NUMBER 00-3934-3401

請求年月  
MONTH OF ISSUE 2019年 9月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0696-85447)

用途項目	
調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
整理番号	2
共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3934-3401 ◇NTT西日本ご利用分	5,550	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もつともつと割	合算
		1,490	ひかり電話 (基本料)	合算
		500	ひかり電話 (基本料)	合算
		400	ナンバーディスプレイ使用料	合算
		176	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算
		3	ユニバーサルサービス料	合算
		100	発行手数料	合算
		50	取納手数料	合算
		411	消費税等相当額 (合計)	合算
◇NTT西日本 (小計)	5,550	5,550		
◇NTTファイナンスご利用分	2,757	2,757	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計	8,307	8,307	合計	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
北口ひろと事務所 様

お客様番号  
4610-0696-85447

2019年 9月ご請求分

金額(円)  
¥8,307-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

印刷日  
2019年 9月 10日

お知らせ

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211003 01368 01357 00 J



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年/〇月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号  4	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <b>事務所費・事務費・人件費</b>								
	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明
共通案分率	50%								
	25%								
それ以外の案分	100%								
案分の説明									
<p>領収証 No. 766000 金額 但 令和元年10月26日 上記正に領収いたしました 11月分 家賃 内訳 税抜金額 消費税額(%) 月石市二見町東二丁目4番地の6 大陽興産株式会社 代表取締役 北口 勝</p>									
案分率									

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 月分)  
(会派名 自民党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号 5	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
		共通案分率 <b>50%</b> 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率

領 収 書

No. 様

金額	7	2	2	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

但 11月分 政事料

令和 / 年 10 月 26 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

月石市二見町東二見470番地の6  
大陽興産株式会社  
代表取締役 北口 勝

GF1417

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 10 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	共通案分率 (50%) 25%
	本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	それ以外の案分 -100%- 案分の説明
	政務活動補助職員給与	案分率
	領収書(明細は)、別添のとおり。	すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。



(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
10 月分		氏 名		[Redacted Name]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	火	13:00	15:00		2			
2								
3	木	11	11		2			
4								
5								
6								
7								
8	火	11	11		2			
9								
10	木	11	11		2			
11								
12								
13								
14								
15	火	11	11		2			
16								
17	木	11	11		2			
18								
19								
20								
21								
22	火	11	11		2			
23								
24	木	11	11		2			
25								
26								
27								
28								
29	火	11	11		2			
30								
31	木	11	11		2			
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 北口

**【総支給額の計算】**

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

**【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】**

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年10月26日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

**【政務活動費充当額の計算】**

○ 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和元年11月分)  
(会派名 自派)  
(議員名 北口ひろと)

整理番号 /	用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費
	共通案分率 50% 25%
それ以外の案分 案分の説明	

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
北口ひろと事務所 様

お客様番号  
4610-0696-85447

2019年10月ご請求分

金額(円)  
¥8,117-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

印  
日  
附  
取  
領  
受  
金  
種  
別  
金  
種  
別  
印  
受  
取  
日  
附  
取  
領  
受  
金  
種  
別  
金  
種  
別  
印

〒2000116 (無料)  
3 (無料)  
0-248995 (無料)  
宛先  
〒2000116 (無料)  
3 (無料)  
0-248995 (無料)  
宛先

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。  
N20021111009 02782 02777 00 J

ご請求内訳

(お客様番号 4610-0696-85447)

お客様ご請求番号  
BILLING NUMBER

00-3934-3401

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2019年10月ご請求分

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3934-3401 ◇NTT西日本ご利用分	5,360			
5,400	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	9月 1日~ 9月30日 9月 1日~ 9月30日、10ヶ月 経過後、割引額は1,590円。	合 算
-1,490	-1,490	光もつともつと割		合 算
500	500	ひかり電話 (基本料)	9月 1日~ 9月30日 電話番号 は078-915-7230	合 算
400	400	ナンバー・フィクスド使用料	9月 1日~ 9月30日	合 算
3	3	ユニバーサルサービス料	9月 1日~ 9月30日 1番号分 のご請求となります。	合 算
100	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合 算
50	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合 算
397	397	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%	
◇NTT西日本分 (小計)	5,360			
◇NTTファイナンスご利用分	2,757			
◇合計	8,117			
合計			8,117	非対象等

<NTTファイナンスからのお知らせ>  
○上記\*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

\* 契約番号: N154675315

領収書等添付様式【共通】

(令和元年/月分)  
(会派名 国民)  
(議員名 北口寛人)

整理番号 2	用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 案分の説明

2019年10月15日 発行 裏面も開けてご確認ください

お支払日 2019年11月5日

ご請求金額合計 6,748円

本カード契約以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。  
なおご指定口座よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前日迄にご用事下さい。

カードご利用代金明細書

※10月10日以前の支払方法変更・繰上返済入会分・返金分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

ENEOSカード S レギュラー/V

V: Visa, J: JCB

支店 北口 寛人 様

口座名義 北口 寛人 様

口座番号

ご利用年月日	ご利用店名	お支払方法 / 今回回数	お支払金額(円)	今回ご請求金額(円)	摘要
19 910	レギュラー	北口 寛人 様	6759	6660	セルフ大久保 SS 値引9.9円
1910 5	ご利用代金明細書発行手数料		88	88	(内消費税等8円)
			*** 今回ご利用金額合計 ***	6748	
			*** ご請求金額合計 ***		



# ENEOSカードアプリ

Apple Payの設定がカンタンにできます!!(iosの方)

## 毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!

いまずく(無料)ダウンロード!!

App Store | Q. ENEOSカードアプリ

または <https://ts3card.jp/eneos/>

※アプリが明細のバケット通貨量は別途おさまりの項目となります。※詳細により動作に制約がある場合があります。※詳細はイメージです。Apple Payは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。



明細を  
見たいとき  
画面をタップ!

45,000  
6,000

ENEOSカードはスマートフォンご利用のポイントを家賃上には\*\*\*を請求しています。  
「心」印のご利用分をあとから引払いに変更できます。あと引払いのお申込みの際は、お申し込みの旨をお知らせください。

00355936



領収書等添付様式【共通】

(令和元年11月分)  
(会派名 自派)  
(議員名 北口寛人)

整理番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・業務所費・事務費・人件費

4

共通案分率 50%  
25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

北口 寛人 様

お客様番号	日程	所	番	号
16466725	21	4600		
供給地点特定番号	06	0164	6672	5214 6001 0000
1年11月分	ご使用期間	10月17日～ 11月18日		
ご契約内容	従量電灯A			

ご使用量 43kWh

計器番号 006  
当月指示数 00144.4  
前月指示数 00101.2

ご参考：前年同月ご使用量 (期間10/17~11/15)  
62kWh  
対前年同月比 -30.6%

ご請求金額 1,041 円

お支払期限日 12月19日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	341.02	再エネ促進賦課金	126.00
1段料金	568.96	消費税等相当額(再掲)	94.00
燃料費調整額	+ 5.62		

単価名称	月分	燃料費調整額(再掲)	15kWhをこえる11kWhにつき
燃料費調整	当月分	+11198銭	+13銭
	翌月分	+11124銭	+8銭
再エネ促進賦課金	当月分	441125銭	21995銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分 11月分  
ご使用期間 10月17日～11月18日  
契約種別 振替日  
ご使用量 43kWh  
領収金額 \*\*\*\*\* 消費税等相当額(再掲)  
口座名称  
店舗 〇〇〇〇 口座番号

検針日 11月19日 次回検針日 12月17日 検針員  
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

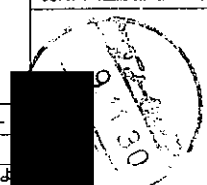
※注意※ 本票により集金することはありません。

電気料金振込受領証

1年11月分	金額	10,411
お振込人	北口 寛人 様	ご使用期間 10月17日から 11月18日まで
片法 定額 契約	日程 所 番 号 16:466725:21:4600	消費税率 相当額 (再掲) 94円
31	契約 kVA又はkW 力率 %	ご使用量 (kWh) 電気料金内訳 円
		43
	燃料費調整額(再掲)	+5.62円
	再エネ促進賦課金(再掲)	126円

ご使用場所  
明石市  
二見町 東二見  
470-6 山陽ビル 3階

受付局(金融機関)日附印



神戸料金センター  
0800-777-0810  
ご連絡の際は番号をお  
かけください。

収入印紙不要

お振込人 〇関西電力株式会社(金融機関)→お客さま



領収書等添付様式【共通】

(令和元年11月分)

(会派名 自派)

(議員名 北口 竜人)

整理  
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費

6

共通案分率

50%

25%

それ以外の案分

案分の説明

案分率



領 収 証

金額

766000

No. 様

北口 竜人 事務所

但 12月分 家賃

令和元年11月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

大陽興産株式会社

代表取締役 北口 竜人

GRI1417

領収書等添付様式【共通】

(令和元年11月分)

(会派名 自民)

(議員名 北口 啓人)

整理 番号	7	用途項目
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費

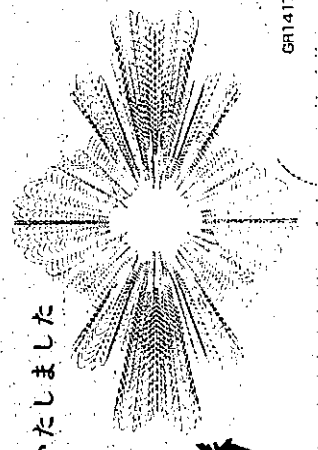
共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

領収証  
No. 722000  
金額

但 12月分 監事料  
令和元年11月30日 上記正に領収いたしました



内訳  
 税抜金額 明石市二見町東二見470番地の6  
 消費税額(%) 大陽興産株式会社  
 代表取締役 北口 啓人

GN1417



領収書等添付様式【共通】

(令和元年11月分)

(会派名 自派 )

(議員名 北口 啓人)

整理 番号	使 途 項 目	
8	別紙のとおり	共通案分率 <del>50%</del> 25%
それ以外の案分 案分の説明		
案 分 率		

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
/ / 月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1							
2							
3							
4	月	13:00	15:00		2		
5							
6							
7	木	13:00	15:00		2		
8							
9	土	13:00	15:00		2		
10							
11	月	13:00	15:00		2		
12							
13							
14	木	13:00	15:00		2		
15							
16							
17							
18	月	13:00	15:00		2		
19							
20							
21	木	13:00	15:00		2		
22							
23	土	13:00	15:00		2		
24							
25	月	13:00	15:00		2		
26							
27							
28	木	13:00	15:00		2		
29							
30							
31							
計					(A) 20		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 (北口印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価 [1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年 月 日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [20000 円] × 案分率 [50 %] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円



領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年12月分)  
(会派名 自派)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目						
2 300	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
<p style="text-align: center;">領 収 書 RECEIPT</p> <p style="text-align: center;">No.1912060003 - 00 発行日(ISSUE DATE):2019年12月6日</p> <p style="text-align: center;">北口 寛人 様</p> <p style="text-align: center;">¥568,280-</p> <p>上記の金額正に領収致しました。 THE MENTIONED SUM OF MONEY IS DULY RECEIVED. 領収日(RECEIPT DATE) 2019年9月4日 海外(ミラノ)航空券往復545,170円 成田空港施設使用料2,610円 11月24日ホテルミケランジェロ宿泊代20,500円 J WORLD TRAVEL CO.,LTD. 株式会社 ジェイワールドトラベル 〒107-0062 東京都港区南青山2-5-1 トラピチオビル6F TEL:03-3402-9955</p> <p style="text-align: right;">領収印なきもの及び金額訂正したものは無効です</p>	<p style="text-align: center;">案分率</p> <table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td>100%</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明	100%
共通案分率	50%						
	25%						
それ以外の案分 案分の説明	100%						

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)  
(会派名目氏)  
(議員名氏代表人)

整理 番号	使 途 項 目									
2 40②	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
	<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">北口寛人様</p> <p style="text-align: center;">No. ....</p> <p style="text-align: center;">金額 ￥46,950-</p> <p style="text-align: center;">但、ホテル代(11月21日、22日、23日)バス代、船運代計46,950円一部は、</p> <p style="text-align: center;">2019年10月23日 上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: center;">株式会社 イチブ・ジャパニ</p> <p style="text-align: center;">〒104-0044 東京都中央区明石町1-29-1</p> <p style="text-align: center;">Tel:03-3545-1990 Fax:03-3545-1991</p> <p>内 訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p> <p style="text-align: right;">コクヨ ケケ-50N</p>	<p style="text-align: center;">案分率</p> <table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>100%</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明	100%
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分										
案分の説明	100%									

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)

(会派名 自民 )

(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
2 70③	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
<p style="text-align: center;">(領収書) RECEIPT</p> <p style="text-align: center;">空港リムジンバス運賃 Airport limousine fare 2019年11月20日(水) 19:11 001号機</p> <p style="text-align: center;">¥1,070-</p> <p style="text-align: center;">上記金額を領収致しました。</p> <p>発行：神戸三宮 阪神バス株式会社 06-6416-1351</p>		共通案分率 50%
		それ以外の案分 案分の説明 100%
		案分率

本領収書は、  
県議会議員北口寛人宛の  
ものである。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理番号		用途項目	
2 70④		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
		共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	全て政務活動に係るものであるため、100%充当とする。
		案分率	

クレジットカード領収書  
兵庫県議会 自由民主党 様

2019年11月18日 No. 0551-0077

\*\*\*\*\*  
合計 ¥15,120-  
\*\*\*\*\*  
(うち消費税等 ¥1,120)

品名 商品代

神戸阪急

電話(078)221-4181

売場名:伊藤園  
販売員:

上記の通り有難く領収いたしました

15.120 ÷ 5 = 3.024.

(原(テ).福島,北口,岡,北沢)

※原本は北沢精算で使用

本領収書は、  
県議会議員北口寛人の  
ものである。





(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	北口寛人
-----	------

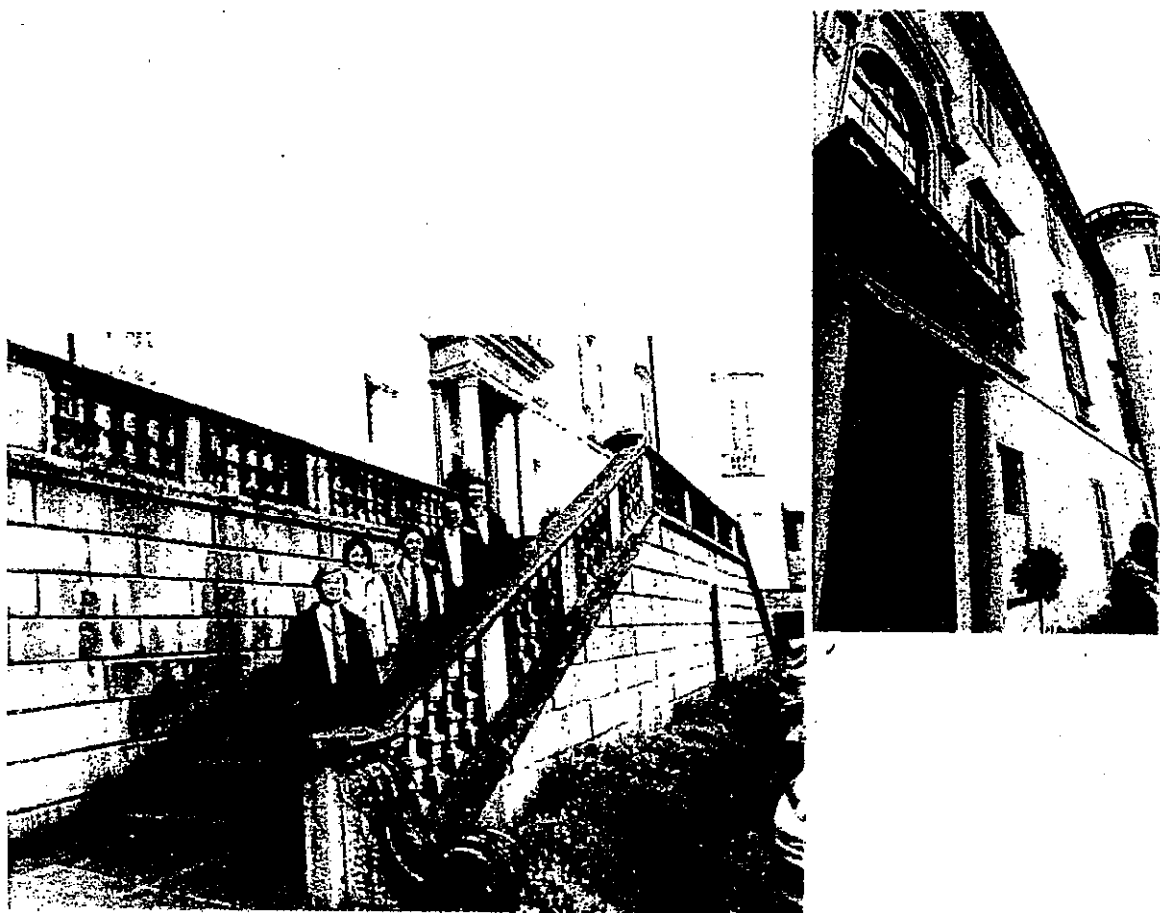
活動名	総務部会<イタリア視察>			
活動概要	○ 日程 令和元年11月21日(木)～11月26日(火) ○ 場所 イタリア ○ 行程 別添、報告書のとおり ○ 内容 別添、報告書のとおり  ○ 案分率 すべて政務活動に係るものであるため100%とする			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	航空運賃ほか	568,280	12-2	(株)ジェイワールドトラベル
	ホテル代・バス代ほか	46,950		(有)イチフ・ジャパン
	空港リムジンバス代	1,070		三宮～伊丹空港
	視察先お土産代	3,024		15,120円÷5名
	視察先お土産代	1,015	↓	5,076円÷5名
	合計	620,339		
備考	*添付書類:			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

# イタリアにおける「専門職大学」等 視察報告書

令和元年 11 月 21 日（木）～ 11 月 26 日（火）



兵庫県議会自由民主党議員団総務部会

総務部会 イタリア視察調査報告書

II 期間 令和元年 11 月 20 日 (水) ~ 令和元年 11 月 26 日 (火)

III 行程表

日時 (現地時間)		日 程	備 考
11/21 (木)	6:50	大阪空港 ANA 集合	NH2176 便 AZ787 便 出迎え ホテルマッカレ泊
	7:50 ~ 9:05	伊丹 ~ 成田「テック・サイ・ラウンジ」	
	13:20 ~ 18:10	成田 ~ ミラノ	
	19:30	ホテル着	
11/22 (金)	8:30 ~	ホテル発	ホテルモンフェラート泊
	10:30 ~	ICIF 校視察 (ICIF レストランにて昼食)	
	15:00 ~	食の科学大学視察	
	18:00 ~	Casina Cariana で夕食	
	19:00	ホテル着	
11/23 (土)	7:00 ~	ホテル発	ホテルモンフェラート泊
	9:00 ~	グラーナバダーノチーズ視察	
	14:50 ~	米栽培農家視察 (ビッコ コンパニ-氏)	
	18:00 ~	ワインソムリエの説明	
	19:00	ホテル着	
11/24 (日)	9:00	ホテル発	Enoteca La Casetta del Castello  ホテルミケランジェロ泊
	10:30 ~	ワイナリー視察	
	13:30 ~	高級食料品店 EATALY 視察	
	15:00 ~	ミラノへ移動	
	19:00	ホテル着	
11/25 (月)	10:00	ホテル発	AZ786 便
	14:55 ~	ミラノ ~ 成田	
11/26 (火)	~ 11:05	成田空港着	成田 e x p - 新幹線
	12:45 ~ 18:51	成田空港 ~ 品川駅 ~ 新神戸駅	

<諸費用>

諸費用		内 容
項 目	金 額 (円)	
旅行代金 その① 航空運賃 成田空港使用料 11/24 宿泊代	545,170 円 2,610 円 20,500 円	(株)ジェイワールドトラベル支払 計 568,280 円
旅行代金 その② 現地バス車両一式 11/21 宿泊代 11/22,23 宿泊代 通訳一式 政調会助成	52,900 円 9,100 円 18,000 円 66,950 円 △100,000 円	(有)イチフ・ジャパン支払 計 146,950 円  △100,000 円 46,950 円
国内移動交通費 その③ 空港バス 三宮～伊丹	1,070 円	
その他 その④ お土産代	4,039 円	6ヶ所分 (一人当たり換算) 15,120 円 ÷ 5 名 = 3,024 円 5,076 円 ÷ 5 名 = 1,015 円
合 計 (食事代除く)	620,339 円	

総務部会<イタリア調査> 参加者

	名 前		当選回数	選挙区	備 考
1	原 テツアキ (はら てつあき)		4回	淡路市	
2	北 浜 みどり (きたはま みどり)		3回	神戸市 灘区	
3	北口 寛人 (きたぐち ひろと)		3回	明石市	
4	福島 茂利 (ふくしま しげと し)		2回	神戸市 兵庫区	
5	岡 つよし (おか つよし)		2回	加古郡	

## V 調査目的、内容等（訪問先毎に記載）

### 【調査1: Italian Culinary Institute for Foreigners (ICIF)視察】

< 日 時 > 令和元年 11 月 22 日(金) 10:30~14:00

< 現地説明者 > ICIF 日本事務所 ████████ 氏

#### < 調査目的 >

学校教育法の一部を改正する法律案が平成 31 年 4 月 1 日に施行された。それにより、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として創設されるようになる。

しかし、専門職大学等の存在は、海外では認知されているが日本では認知度が低く、昨年のアメリカの CIA に続き、今回はイタリアにおける食の先進的な取り組みを行っている専門職大学と農業の産業化の現地の実情調査を行う。

#### < 調査先概要 >

Italian Culinary Institute for Foreigners (通称 ICIF) は、外国人を対象にイタリア料理の基礎教育と現場実習を行い正しいイタリア料理を世界に広げる目的で 1991 年秋ピエモンテ州トリノ市に開校した。

現在は同州アスティ県コスティリオーレ村に拠点を移し基礎教育活動を継続している。



#### < ICIF 校の概要 >

○「外国人のためのイタリア料理研修校」として設立された、ピエモンテ州政府から認定を受けたプロ養成の教育機関である。

○コース数は 3 コース… { 短期コース I (前期 4w・後期 8w)・II (前期 4w・後期 4ヶ月)  
マスターコース(前期 2ヶ月・後期 8ヶ月)  
専門学校研修コース(4日間)

○一年間に約 400 人が授業を受け、授業料はマスターコース (10 ヶ月間) で 1 万ユーロ (日本円で約 120 万円、宿泊費を含む)。諸経費を合わせると 200 万円程度必要。

- 奨学金制度は各国の制度を活用する（日本は支援制度あり）。
- 受講者は調理師学校を出た人が対象であり特に 10 ヶ月コースの生徒は国が選別する。
- 卒業生の進路は、起業する人が多い（プロが技術向上の目的で学ぶ）。
- 殆どの受講生はイタリア語が分からないため、一週間に二時間のイタリア語の授業を受講している。また、各教室には通訳が配置され、授業が展開されている。
- 生徒の男女比は女性の方が多く、国別ではブラジル人（在伯イタリア人）が多い。
- 授業は厳しいので、生徒は寝る間も惜しんで勉強する。一生続けていく情熱を持っているかどうか重要である。

### <ICIF の歴史、他>

- 創設のきっかけは、1967 年創始者が東京の高級ホテルにて提供されたイタリア料理に接して、その基本が理解されていないことに気づいたことと、ブラジル訪問時に、当時の在伯イタリア人の料理が 70 年前のイタリア料理であり、イタリア料理の本質を外国人に伝えることの大切さを痛感したことによる。
- 施設は元々が貴族の別荘であり、研修施設としての改修費を EU が 50% 資金を提供。
- 創業後 27 年間における外国人の受講者は、日本人が一番多くて 800 人で、プロとして活躍している。二番目はブラジル人 700 人、韓国人 500 人の順である。
- 日本においてイタリア料理店に限らず、マーケットの需要を把握できない店は潰れるが、すぐに別の料理店が出店してくる状況にある。イタリア ICIF 校では、イタリア料理の食材の特性、特にオリーブオイルの使い方やチョコレート作りのポイントを全て教え、また、経営面に役立つ日本での趣向の変化などの状況等も教えている。



○学校のPR方法はネット(イタリア語、英語、日本語)で行っている。

○経営的にはイタリア ICIF 校は成り立っている。



### <ICIF の教授陣>

○教授陣はイタリアの各協会が推薦し、派遣する教師達であり、理論を身に着け、現場に携わっている事から最近の状況を知っている。教師達に求める事は、必要な豊富な語彙力に基づいた指導力であり、レベルが高くて生徒が安心して授業に集中できる。

○教授の報酬は平均 15 万円より少し高い程度。社会保険が報酬と同じくらいかかるので報酬は少ししか払わない。

### <イタリアのワイン>

○イタリアにおいては、古代ローマ時代よりワインと料理はセットとなっている。

○最短コースの 2 ヶ月の授業でも 50 時間もワインの時間は取られており、マリアージュ(料理とワイン等の組み合わせ)を教えている。生産者が提供する年間 1,000 本のワインを試飲して、油気を覚えるようにし、ワインが何を訴えているのかを見分ける。



### <考 察>

イタリア料理の本質を外国人に伝えることを本質として授業を行っている。授業では、イタリア料理の食材の特性や食材の使い方そして作り方のポイントを全て教えている。また店舗におけるマネジメント等も教えている。これにより、高いレベルの技術と知識が備わり、卒業後は生活ができる状況である。

日本においても日本食の良さを外国に伝える為に、日本料理の本質を教え、マネジメント能力も兼ね備え、卒業資格を取ればどこでも通用する人材を育成する必要性を感じた。このような事ができる食大学を増やす事が、日本食の本質を守り育てることに繋がり、非常に良い取組であると思う。イタリア ICIF 校の視察は自国の料理の本質にプライドを持っていることがよく判り、非常に参考となった。





## 【調査2：The University of Gastronomic Sciences 食科学大学 視察】

< 日時 > 令和元年 11 月 22 日(金) 15:00～16:30

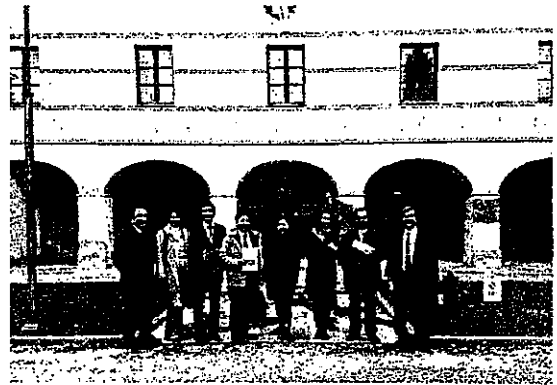
< 現地説明者 > 企業研修担当 [REDACTED]

食科学大学学生部 [REDACTED]

### < 調査目的 >

ファーストフードに対抗して、スローフードの思想がイタリアで起こり、伝統的な食文化を守り伝える活動が始まった。食科学大学の設立にはスローフード協会が大きく係わり、調理実習はなく、食について広く見識を高める為の学校が設立された。

食の大学として既に国際的地位を確立した CIA と大きく異なり、これまでの食の学校のカテゴリーに入らない、新しい形の「食についての専門家」を育成する同大学を調査する。



### < 調査先の概要 >

1986 年ローマ・スペイン広場にマクドナルドが出店し、ファーストフードの脅威に対して、その逆の思想として、「スローフード」の哲学の必要性を実感した創設者により、『将来消えゆくであろう食文化を継承し、子ども達に伝える為の学校』として設立される。

ピエモンテ州とエミリア・ロマーニャ州にキャンパスがあり、世界中から、食や食文化やグルメに関心を持つ人が、この大学で学んでいる。学ぶ内容は「食科学」(ガストロノミック・サイエンス)であり、食について 360° の視野を持って、広く見識を高める為の学校である。

○2003 年 9 月 25 日 イタリア、大学・科学技術研究省(MIUR)より認定を受ける。

○2004 年 10 月 4 日 2004/2005 学年度として、コースが始まる。

○2005 年 4 月 15 日 MIUR より食科学学部・農業化学の学位課程を持つ私立大学として法律的に認定を受ける。

### < 大学の概要 >

- コース数 : 学部 … 5年間 (3年間:基礎学部、2年間:専門課程)  
学院 … 1年間 (修士課程) 、2コース (食科学、食文化を選択)
- 授業の言語 : 1年生 … 英語、2年生 … 英語・イタリア語
- 生徒数 : 学部生 … 65名、学院生 … 20~30人、総生徒数 … 500名
- 学費 : 13,000€ (160万程度) … 学費、宿舍、食事、研修旅行 (国内・海外) が含まれる。
- 企業出資 : IKEA、BARILLA、LAVAZZA など、イタリアを代表する大手企業から資金や物資等の提供を受けている。その支援には、学生に対する 13,000€の奨学金制度もある。
- 大学施設 : 貴族 (カルロ・アルヴェルト) のポレンツァ要塞跡地を活用。
- 卒業生進路 : 企業する人が多い。その他、マーケティング、プロモーター、記者、研究者、商品開発など食の色々な分野に就職している。
- 学食 : ただ食べるためではなく、「経験するための学食」というコンセプトで学食を実施。年 20~30人程度、世界からトップシェフが来て 1週間すべてそのシェフが作ったランチを食べることができる。その間は招聘されたシェフの講義や講演が開催される。  
ランチの食材は、全てローカルのものを活用しており (地産地消) 、できるだけロスをなくしている。 (この考え方も 360° の視野)



<登録されている世界のシェフ>

- 大学の特徴 : 食に関して必要な知識 (生産に関わる農・科学技術面、調理・ソムリエ、文化・人類的側面) を統合的に扱う、世界で唯一の大学であると標榜している。  
※例えば: 「チーズ」という食材がテーマの場合、その歴史、生産プロセス、環境へのインパクト、流通、輸出入、マーケティング、PR 等、川上から川下までを一気通貫で学ぶ。  
「地域」がテーマの場合、国内であればトスカーナ、国外であれば日本といった地域の農業システム、歴史、環境、文化遺産、特産物等らついて学ぶ。
- 教授陣 : 職員数 : 50名程度。食、栄養学のみならず経済や哲学など、各専門分野の教師が常駐している。専任教授は、6名のみ。その他はすべて世界各国の専門家による授業。こうした方々は非常勤講師として授業などを行っている。
- 生徒の出身地 : 80か国以上 … 官能検査等では 80か国の人々の感覚を 1カ所で知る事が出来る。

○日本の大学との連携：同志社大学、立命館大学とは協定結んでいる。立命館大学は2017年度に「食科学部」を設立する。

○今後の課題：研究課題として、機内食や高齢者食に取り組むことを始めたい。学問としての評価は「再現性」があるか否かであり、テクノロジーとサイエンスの違いを明確化することが必要と考える。又、ホールスタッフの育成も喫緊の課題である。

### < 質疑応答 >

Q)学問として確立する為の研究ができていますか

A)現在、第三者に理解してもらう為のミッションの下で研究が為されている。



Q)他に同じ様な大学はあるか

A)ローマに似たような大学はあるが、科学技術研究所の認可を受けた大学はこのみ。

Q)スローフードの現状は

A)カルロ・ペトリーニの発案で始まり、協会として世界に拡大して行った。

Q)食物学科との違いは

A)栄養学のみならず、科学的、歴史的、経営的な多方面に至る研究ができる。

Q)ギブアップ率は

A)大変少ない(言葉の問題やホームシック等で僅かにはいる)

### < 考 察 >

食分野における総合的な研究機関としては大変興味深いカリキュラムと考える。食文化を考える時に必ず調理実習を念頭に置いてしまうが、その科目が全くない事が驚きであり、一つのテーマを360°の視野で掘り下げて研究するという事に専門性を出している。

果たしてそのシステムが、我が県の専門職大学のカリキュラムに馴染むのかどうか、どのような人材を求めているのかを見極めなければならないと考える。

雑な見方ではあるが、CIAの取組みは経営学に明るいシェフを育成する所とみると、食科学大学は食べ物に詳しい経営者を育成している場所と捉えられる。双方のカリキュラムを取り入れた、ひょうご型の食の専門職大学が実現出来るように更に研究して行きたい。



<貴重な年代物のワインを保管>

## スローフードとは

スローフードとは、私たちの食とそれを取り巻くシステムをより良いものにするための世界的な草の根運動です。郷土に根付いた農産物や文化を失うことを始め、ファストライフ・ファストフードの台頭、食への関心の薄れを憂い、1989年にイタリアで始まり、現在160カ国以上に広まっており、国際組織でもあります。

「おいしい、きれい、ただしい (Good, Clean, Fair) 食べ物をすべての人が享受できるように」をスローガンに、食を真ん中に置いた様々なプロジェクトを数々持っています。

スローフード日本は、スローフード国際本部から正式な承認を受けた国内運営機関として2016年3月に発足しました。日本各地に草の根活動をする支部を持ち、スローフードインターナショナル日本事務所との連携で、団体の国際化・活性化を、産官学民連携しながら行っています。



Slow Food® Nippon

### 【調査3：グラナパダーノ・チーズファクトリー視察】

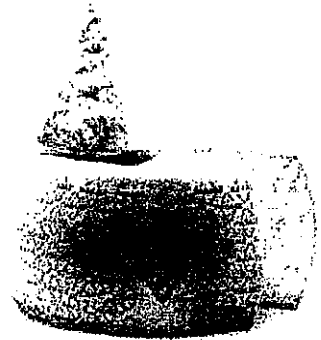
< 日 時 > 令和元年 11 月 23 日(土) 9:00~12:00

< 現地説明者 > 品質管理責任者 XXXXXXXXXX

#### < 調査目的 >

無殺菌の牛乳からグラナ・パダーノチーズを生産しており衛生管理が行き届いていることを証明しているチーズでもある。毎日大量に出るホエイを豚に与え飼育しており、この豚モモ肉からパルマ生ハムが生産されている。

兵庫県は HACCAP や GAP の申請をおしすすめているがその参考とするため調査する。



#### < 調査内容 >

早朝 3 時から始まった仕込み作業の最終ロット作業を工程順に見学した。各工程において拝聴した説明および質疑応答から得た知見は以下の通り。

##### 1. 原材料のミルクについて

○この日は 45,000ℓ のミルクから 84 個のチーズの仕込みを行ったとのこと。

○ミルクは周辺の指定エリアの 10 軒の酪農家がタンクローリー車で納入している。

○酪農家の規模は 100 頭~600 頭程度。搾乳期間は今では 4~5 年。昔は 17 年間だったが今では搾乳量が落ちるとすぐに乳牛としての役割を終えることとなる。

○納入量はハイシーズンの 4~5 月で 10 万ℓ、今は 5 万ℓ程度。これは牛のライフサイクルによるもの。

○酪農家では牛の飼料として、以前は緑の草を与えていたが年により品質にバラつきが出る為、現在は干し草を与えるなど、細かい所も厳しく規制されている。また、受け入れたミルクは無殺菌のまま使用するのがルールとなっており、タンクや配管の洗浄など衛生管理が厳しく決められ励行されている。

ミルクの衛生状態は、毎月国から抜き打ち検査を受けている。検体を 60 日間培養して有害な細菌が発見されると出荷停止、機器の洗浄などの対応を求められる。

## 2. 製造工程

### (1) 仕込み

○受け入れたミルクをタンク内で一定時間寝かせるとホエイ(乳清)が上澄みとなる。このホエイをドレンから除いてチーズの原乳ができる。

○副産物のホエイは、周辺の酪農家が養豚用の餌として用いる。美味なホエイ豚もブランド豚として高く評価されている。



○加工用タンクに原乳1ロット1,050ℓを入れる。これから2個の巨大なチーズができる。チーズ1個の重量は約43kg。

○このタンクは外側がステンレス、内側が銅製の二重構造。2重層の間に蒸気を流して原乳を35度まで加熱する。

○そこに酵素と乳酸発酵させた少量のホエイを入れると、約10分で固化しタンクの底に沈殿する。この酵素は子牛の第4番目の胃から抽出したもの。

○固化したチーズの素を麻布ですくい上げ、布内を転がすと一つのボール状になる。これを2つに切り分け、それぞれを円筒状の容器に入れる。この時に容器の外周部に、模様の入ったシートを丸く円周上に巻きつけてこの地方のこのチーズ特有のロゴマークを刻印する。また認証機関発行の認証タグを上面に貼り付け刻印する。

○この容器内で2日間置くと、ある程度の水分が抜ける。



### (2) 塩水に浸す

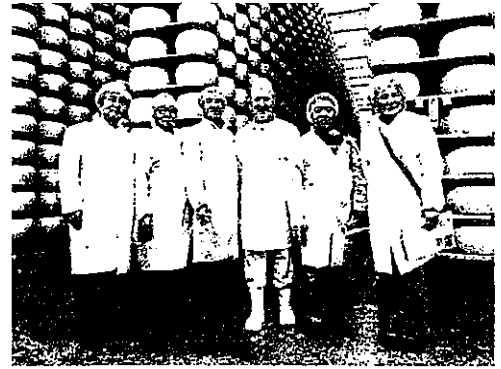
○25%の飽和塩水に3週間浸す。大型のプール内にチーズを浸す作業は現在ではガントリークレーンを使って行い労働負荷の軽減が図られている。塩水内に浸すことで浸透圧の働きでチーズ内の水が抜け、ミネラル分がチーズ内に豊富に取り込まれる。ミネラル豊富な塩の働きで食味が増し、保存性も上がる。人工の食品添加物は加えない。

○3週間経つと塩水から引き揚げ、1日乾燥させる。

### (3) 熟成工程

○次に低温に保たれた熟成庫内で熟成棚に並べて長期熟成させる。

○熟成中には表面にカビが生えるので、定期的に全数を表面ブラッシングする。18段にうず高く積まれた無数のチーズをひとつひとつブラッシングする作業は重労働であったが、現在は機械化がなされている。この機械によるブラッシング作業もデモしていただいた。



○保管中の9か月経過時に、検査機関が全数検査を行って合格品について焼き印を刻印する。

○出荷は熟成期間12か月後から。1年物、2年物、3年物などがある。

○卸価格は1年物で1kg 8€とのこと。1個43kgで344€（1€120円で41,280円）。

### (4) 出荷

○出荷先の注文に応じて丸まま、または指定の大きさにカットして、真空パックして出荷する。

○カット工程も真空パック工程も機械化されている。

○90%が丸まま、10%がカットしての出荷。



### <グラナーナ・パダーノチーズについて>

○OPDO（保護指定原産地呼称）という厳格なルールにより原材料、設備、工程、製品が管理されており、製品保証による高付加価値化すなわちブランド化が図られていることが最大の特徴である。

○乳牛の餌も決められた当エリア内の牧草に限るなど、エリア限定で徹底的に管理し、規制当局が工程ごとに検査するなど、徹底的に品質管理・品質保証が行われている。

○エリア内のそれぞれのチーズ製造所および酪農家が連携協力と相互監視により、この仕組みとブランドを守り育成していることが読み取れた。



○このチーズを試食するとまず芳醇な香りが鼻に抜け、この上ない旨味が口いっぱいに広がりなかなか消えない。そしてざらざらとした粒が舌に残る。この粒こそがうまみ成分である各種アミノ酸の結晶であるとのこと。グラーナとは“粒”という意味である。



## <考 察>

○PDO（保護指定原産地呼称）制度により高品質、高付加価値、高競争力を維持する地域特産品を官民一体となって築き、守り続けていることに感銘を覚え、日本における地域創生にも具体的なシステムを構築導入する必要があると感じた。

○各種規制や頻度の高い検査は、手間と時間がかかり高コストにつながるものの長い目で見れば、製品の格付けに寄与しており価格に転嫁しうる付加価値を生んでいる。このことは注視に値する。

○伝統的な製法とその工程を守りつつ、機械装置を導入して、重労働から従業者を上手く解放している点も持続可能性に寄与していることが理解できた。わが兵庫県における伝統産業などでも検証すべき視点である。

○イタリアの国をあげての食文化への取り組みの大きな一翼を担っている、高級チーズという加工製品を支える人々の熱意と努力と誇りに、直接触れることができたことは大きな収穫であった。

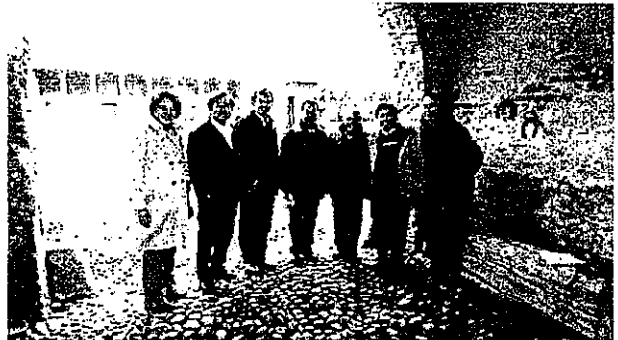
## 【調査4：米栽培農家視察】

< 日時 > 令和元年11月23日(土) 14:50~17:00

< 現地説明者 > 農場主 [REDACTED]

### < 調査の目的 >

イタリアのカルナローリ米(イタリアのリゾット米)栽培農家の現地を視察し、イタリアにおける米農家の現状と今後の取り組みを調査する。



### < 調査先の概要 >

[REDACTED] は、1992年に180haの農地を家族5人で経営をはじめ、現在は280haの大きさの農場でカルナローリ米を栽培しており、2019年は900t収穫を行った。

その収穫した米を熟成し、日本でも特許を取っている『米と米をすり合わせて精米を行う』昔ながらの方法で精米を行い、“アクエレッロ”というブランドで世界59か国に輸出を行っている。

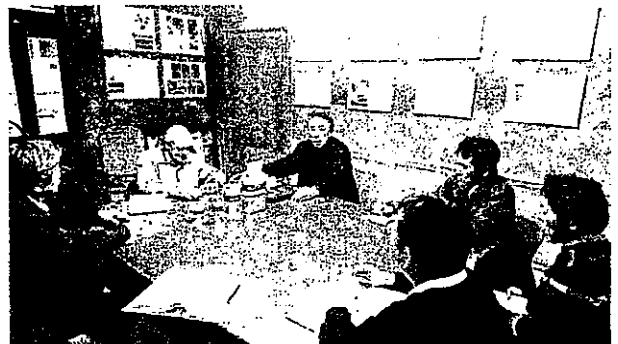
一つの建物で栽培からパック詰め、販売まで行っており、農場主は高級品一品種を栽培するのが哲学で、“アクエレッロ”は一般スーパーでは販売せず、業務用としてレストランや高級スーパー、ネット販売を行っている。

※1kg 11€で販売されており、これは他社品(1kg 1.5€)の7.3倍である。

### < 質疑応答 >

Q) 競合他社の状況は。

A) 競合は多い。他社は米の委託購入などを行っているが、ここは一貫生産で取り組んでおり品質も良い。熟成精米方法で他社と差別化を図っており、お米のロールスロイスと呼ばれている。



Q) 農地の税金は。

A) 税金は0%であり、イタリアからの補助金も0である。

Q)栽培における今後の課題は。

A)雑草が課題。現在、使用している農薬の耐性がある雑草などが今後出てくる可能性があり、今後、注視していきたい。

Q)日本への輸出の状況や印象は。

A)年々、増えてきており、日本へは年間 15 t から 20 t 輸出を行っている。日本は税関に掛る関税が高い。しかし、一度、商品に惚れ込んでもらえると長く購入していただいている。尚、中国には輸出は行っていない。



### < 考 察 >

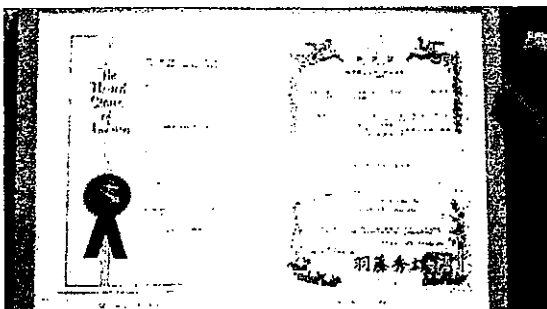
イタリアで高級なりゾット米の生産農家を訪問した。広大な土地と潤沢な水資源を活かして大規模な生産を行っているだけではなく、販売までも行っており、スケールメリットと効率性を追求している様子を伺えた。また、政府からの補助金は0ながら税金は0と産業を補助している側面も伺えた。真空管詰め 1kg で約 1,300 円とかなりの高額で取引されており、ブランド化、差別化の重要性を再認識した。



(小作人達の食堂や作業場 等)



(小作人の宿舎を博物館として保存)



(アメリカと日本の特許証)

## 【調査5：ワイナリー-CASTELLO DE NEIVE

(LA CASETTA DEL CASTELLO)視察】

< 日 時 > 令和元年 11 月 24 日(日) 10:30～12:30

< 現地説明者 > Ms.Alice Roggero 

### < 調査の目的 >

今回の調査は、「食」に関する諸施設を調査研究することである。料理の ICIF、学問の食の科学大学に加え、食と密接な関係があるワインの生産地を訪問し、生産者の生の声を通じて、食とワインのマリアージュの重要性を調べる。



### < 調査先の概要 >

- イタリアは20州からなり、それぞれの州は気候、風土、文化、歴史、料理が異なる。それと同じくワインも異なり、北部、中部、南部それぞれ特色あるワインが作られている。
  - ・ピエモンテ州がある北部は、イタリアワインの王様と言われるバローロとバルパレスコの産地でもある。
  - ・ローマ・フィレンツエがある中部は、日本でお馴染みのトスカーナ州の赤ワインキャンティ等北部と同様有名な産地がある。
  - ・シチリア島・サルディーニヤ島を含む南部には、ワイン生産量トップのプーリア州がある。
- イタリアワインの王様バローロとバルパレスコ  
イタリアの厳しい法律により、単位当たりの生産量が制限されている。樽で3年熟成後ボトリングし販売される。

○ピエモンテ州タナール川

タナール川の北部のロエレ地区は砂地、南部のランゲ地区はミネラル豊富な粘土質で自ずと異なったあじわいのワインが生産される。



○NEIVE

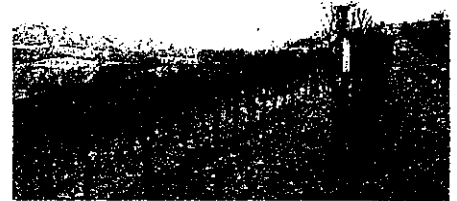
イタリア北西部ピエモンテ州はワインの生産地。州都トリノから南東に 50 km のところにある。バ

レパレスコワインの代表的な生産地として有名。訪問した CASTELLO DINEIVE 社はイタリア北部ピエモンテ州のランゲ地区にある (CASTELLO DI NEIVE の正式社名は Castello di Neive Azienda Agricola di Italo Stupino)

<質疑応答>

Q)CASTELLO DI NEIVE 社 (以下 CDN 社) について?

A)Stupino 兄弟 4 人 ( ) で、ピエモンテ州ランゲ地区の NEIVE(町)に約 60ha の畑を所有している。その内ブドウ畑が 25ha、残りはヘーゼルナッツ畑と雑木林。



※正式社名に Italo Stupino とあるように Italo 氏がブドウ畑とセラー両方を管理している。イタリアでは如何なる産業においても同族経営が主流とのこと。

Q)年間生産量は? 日本への輸出は?

A)発泡性、赤、白ワインで年間生産総本数 72 千本。日本法人向け輸出は、有限会社山陽水産(赤穂市御崎 2-1)経由で輸出している。個人向けは CDN 社から直接販売。

Q)イタリアのワイン消費量は?

A)1960 年頃は 150ℓ/年・人だったが、現在は 40ℓ/年・人と激減している。

Q)樽で熟成しているが?

A)樽はフレンチオークが主流。イタリアではオークが育たない。イタリアでオークが入手出来なかった昔はナッツの木だった。フレンチオーク樽は 1 年目で樽の個性の 85% が無くなる。3 年で使えなくなる。22 リットル樽の価格は約 10 万円。

Q)良いと言われるワインは何が違うのか?

A)例えば、バローロとバルパレストをワインジャーナリスト・ソムリエ等に比べてもらった

が差が分からなかった。

Q)ワインは何年間保存できるのか？

A)10年～15年が限度。

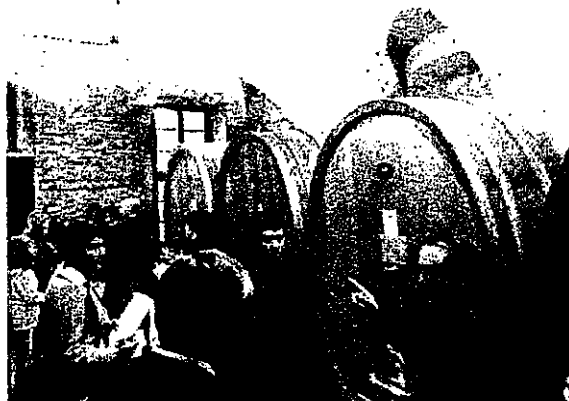
Q)ワインはどのような料理に会うか？

A)ワインは料理とのマリアージュが基本。タンニンの深い赤ワインは油や肉のべとべと感を中和してくれる。チーズには赤。ワインは苦い・酸っぱい料理やアイスクリームには合わない。



### < 考 察 >

今回の調査で料理に占めるワインの位置付けが極めて高いことを再認識した。又、ワインの個性もワイナリーで異なり、日本で料理に関する大学や専門職大学の設置を計画する上で前出のチーズとワインの教育が必須と考える。



食の専門職大学においてはその設置目的を明確に理解できた。それは、世界に広がるイタリア料理の現状に対する危機感から正当なイタリア料理を世界に普及したいということである。その思いから食品会社は言うまでもなくイタリア国内の優良企業がこぞって協賛するなどその協力姿勢にも表れている。その取り組み過程でイタリアの料理関係者自身が歴史あるイタリア料理を見つめ直し、異文化を持つ外国人にどの様に伝えて行くのかという工夫も随所に見られた。他国及び外国人が故意に他国料理や食文化を曲解しているのではなく、理解しようとする中でも差異が生まれていくのだと理解できた。このことは日本の和食が世界の各地で現状違和感のある形で普及している現状をどう軌道修正していくのかということに対して大いなる示唆を与えるものである。

また古代ローマ時代から都市国家として各都市が競い合ってきたイタリアの特性として、各地域各都市は他とは一線を画する文化や歴史を持ち、食文化や食習慣も各地域ごとに鮮明な特色を持っていることが分かった。翻って日本国内における各地方の地域振興策の上でも、各地域が独自の歴史に彩られた歴史と文化を糧とすることの重要性が認められる。御食国兵庫の食文化も大いに兵庫の活性化に資するものであると確信した。

さらに、食品・料理と酒類は単独で成り立つものではなく、その相性を見抜いた組み合わせの妙により、何倍にもその魅力を深めるということを改めて教えられた。絶妙なマリアージュこそが大切である。国内屈指の日本酒どころ兵庫県が進むべき道は酒と料理の組み合わせにこそ掛かっていると知った。

最後に、食の専門職大学、食の科学大学、米作農家、ワイナリーのすべてが歴史に彩られた古いお城や歴史的建造物をリノベーションした施設であり、古代ローマ帝国の遺跡を保存するなどの取り組みもしていたことは特筆すべきことである。イタリアの食文化関係者が単なる産業としての位置づけではなく文化や思想に根差した取り組みとして誇り高く取り組みを進めていることの証左であると感じ大いに感銘を受けた。




領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)  
(会派名 自民)  
(議員名 代田寛人)

整理 番号  3	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <u>事務所費・事務費・人件費</u>	
		共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率



領 収 証 No. 様

金額 766000 -

但 1月分家賃

令和元年12月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

明石市二見町東二見70番地の6  
大陽興産株式会社 代表取締役 北口 勝

内 訳  
税抜金額  
消費税額(%)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)  
(会派名 自派)  
(議員名 北口啓人)

整理番号 4	用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
	共通案分率 50% 25%	
それ以外の案分 案分の説明		案分率

領収証

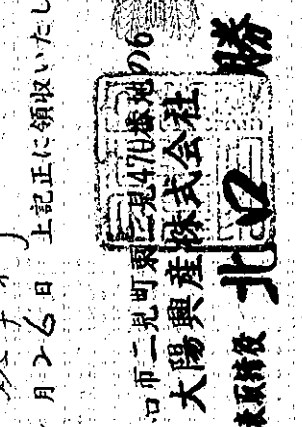
No. \_\_\_\_\_

北口啓人事務所様

金額	7	2	2	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

1月分 駐車料

但 令和元年12月26日 上記正に領収いたしました



大陽興産株式会社  
代表取締役 北口 啓人

内訳  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税額(%) \_\_\_\_\_

681417

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)  
 (会派名 自派)  
 (議員名 北口寛人)

整理番号	用途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

5

いつもご利用いただきありがとうございます  
**電気ご使用量のお知らせ**

北口 寛人 様

お客さま番号	16466725214600
供給地点特定番号	0601646672521460010000
ご使用期間	11月19日～12月16日
ご契約内容	従量電灯A
ご使用量	2.9kWh
計器番号	006
当月指示数	00173.7
前月指示数	00144.4
ご参考：前年同月ご使用量 (期間11/16～12/17)	162kWh
対前年同月比	-82%

ご請求金額 712 円

お支払期限日 1月16日

共通案分率 50%  
25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

※注意 本票により集金するものではありません。

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料	341.02	再エネ促進賦課金	85.00
1段料	284.48	消費税等相当額(再掲)	64.00
燃料費調整額	+ 2.36		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+11.24銭	+6銭
	翌月分	+50銭	+3銭
再エネ促進賦課金	当月分	44.25銭	2.95銭

**電気料金領収済のお知らせ**

年 月 分 12月17日 次回検針日 1月21日 検針員

契約種別 振替日

ご使用量 \*\*\*\*\* 消費税等相当額(再掲)

領収金額 \*\*\*\*\*

口座名義 店舗 口座番号

検針日 12月17日 次回検針日 1月21日 検針員

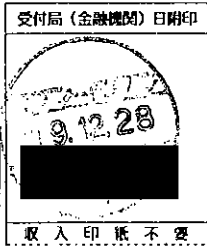
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

電気料金振込受領証

1年12月分	金額	7,112	
お振込人	北口 寛人 様	ご使用期間	11月19日から12月16日まで
お支払先	日 所 番 号	消費税等	64円
口座	16:466725214600	(再掲)	
契約	契約	力率	ご使用量
31	kVA又はkW	%	(kWh)
			29
燃料費調整額(再掲)	+ 2.36円		
再エネ促進賦課金(再掲)	85円		

ご使用場所  
 明石市  
 二見町 東二見  
 4-70-6 山陽ビル 3階



神戸料金センター  
 0800-777-8810  
 ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

取入印紙不要  
 取戻人 関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年2月分)  
(会派名 自派)  
(議員名 山口貴人)

整理番号	用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	共通案分率	50%
	それ以外の案分率	25%
案分の説明		

ご請求内訳

(お客様番号 4610-0696-85447)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3934-3401	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3934-3401				
◇NTT西日本ご利用分	5,468	5,400	フレックツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
		-1,490	光もつともつ割	合 算
		500	ひかり電話 (基本料)	合 算
		400	ナンバー・フォースナレイ使用料	合 算
		8	ひかり電話 (通話料)	合 算
		3	ユニバーサルサービス料	合 算
		100	発行手数料	合 算
		50	収納手数料	合 算
		497	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本 (小計)	5,468	5,468	(小計)	合 算
◇NTTフアイナンスご利用分	2,808	2,808	OCN光withフレックツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	合 算
◇合計	8,276	8,276	合計	合 算

<NTTフアイナンスからのお知らせ>

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
北口ひろと事務所 様

お客様番号  
4610-0696-85447

2019年12月ご請求分

金額(円)  
¥8,276-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日  
2019年12月28日

収入印紙貼付欄  
(金額欄・CVS用)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。  
M20021111008 24843 24743 00 J

領収書等添付様式【共通】

(令和元年12月分)

(会派名 自民 )

(議員名 北口 貴人)

整理 番号	使 途 項 目	
7	別紙のとおり	共通案分率 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">50%</span> 25%
それ以外の案分 案分の説明		

案分率

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
12月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1								
2	月	13:00	15:00		2			
3								
4								
5	木	13:00	15:00		2			
6								
7								
8								
9	月	13:00	15:00		2			
10								
11								
12	木	13:00	15:00		2			
13								
14	土	13:00	15:00		2			
15								
16	月	13:00	15:00		2			
17								
18								
19	木	13:00	15:00		2			
20								
21								
22								
23	月	13:00	15:00		2			
24								
25								
26	木	13:00	15:00		2			
27								
28	土	13:00	15:00		2			
29								
30								
31								
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 (北口印)

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価 [1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B) + (C) + (D) = 20000 円(E)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 元年12月28日

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [20000 円] × 案分率 [50 %] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G) + (H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

共通案分率	50%
	25%

それ以外の案分 **100%**  
案分の説明

すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。

案分率

RECICO (FSC®) ミックス森林認証紙

領収証

No. ....

2019年 7月 16日

北口 寛人 様

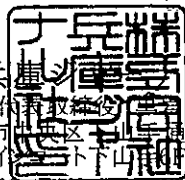
金額	¥ 8 4 0 0 -
----	-------------

但 購読料H31年4月～R元年6月分

上記正に領収いたしました

内	
消費税等	¥622-

株式会社 兵庫シブシブ  
〒650-0011 神戸市兵庫区  
ファイブト下山  
TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和2年 / 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目											
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費											
	<p>本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。												

領収証

No. ....

2019年 10月 16日

北口 寛人 様

金額	¥ 8 4 0 0 -
----	-------------

但 購読料R元年7月～9月分

上記正に領収いたしました

内

消費税等	¥622-

株式会社 兵庫...

〒650-0011 神戸市...  
TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和2年/月分)  
 (会派名 自派)  
 (議員名 北口寛人)

整理番号 3	用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通率分率 50%
	7,857円 - 1,815円 = 6,042円 (対象外経費)	25%
		それ以外の率分 率分の説明

2019年12月15日 発行

2020年1月6日

お支払日

ご請求金額合計 7,857円

※12月10日以前の支払方法変更・帳上返済入会分・返品分等に  
つきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

V: Visa, J: JCB

カードご利用代金明細書

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
1911 9	レギュラー Dr. Drive 明姫大久保SS 値引89円 9 キヤッシュレス2%還元	北口 寛人 様 44,67	6164	① 1回払 1	6075	
1911 9			-121	① 1回払 1	-121	ドクタードライブメイエキオオクホ
1912 5			88	1回払 1	88	(内消費税等8円)
				*** 今回ご利用金額合計 *** 7946		
				*** ご請求金額合計 *** 7857		

**ENEOSカードアプリ**  
 Apple Payの設定がカンタンにできます!(iOSの方)  
 毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!  
 いますぐ無料ダウンロード!!  
 App Store | Google Play | Q. ENEOSカードアプリ  
 または <https://ts3card.jp/eneos/>

※アプリご利用時のバクド連番は別途各店様のご紹介となります。※画面により画面に制約がある場合があります。※画面はイメージです。  
 Apple Payは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。

00339921

ENEOSカードサービスセンターご利用時のポイント対象売上には\*\*を表示しています。  
 税1印のご利用分をあとから引き戻しにさせていただきます。あと1月のお申し込み期間の適用となります。ホームページが利用です。(一部ご利用いただけません。)

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 / 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号  4	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費											
本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。												

領収証

No. ....

2020年 1月 16日

北口 寛人 様

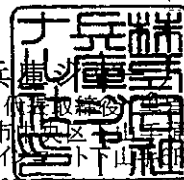
金額	¥ 8 4 0 0 -
----	-------------

但 購読料R元年10月～12月分

上記正に領収いたしました

内  
消費税等 ¥764-


株式会社 兵庫法律事務所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-1-1  
TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563




FSC®認証済紙

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 / 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号  5	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	共通案分率	50%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	
	案分率	

領 収 証 北口寛人事務所様 No. 

金額

				4	6	6	0	0	0

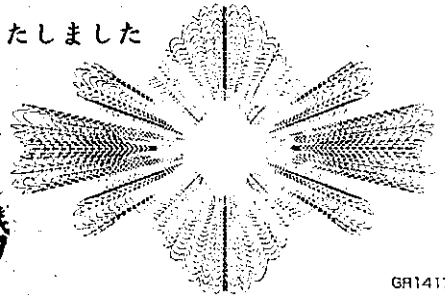
但 2月分 泉貨  
令和 2 年 / 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 明石市二見町東二見470番地の6

消費税額(%) 大陽興産株式会社

代表取締役 北口 勝



GR1417

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 / 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号 6	用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	共通案分率	50%
	それ以外の案分	100%
案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。
		案分率

領収証 北口寛人事務所様 No. \_\_\_\_\_

金額 4 / 7 22000 -

但

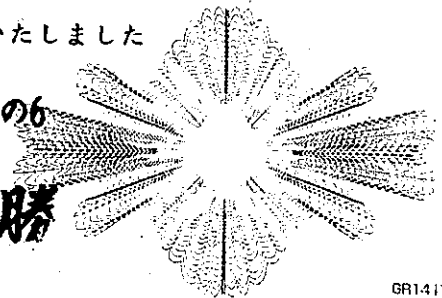
2月分 駐車料

令和2年 / 月 31 日 上記正に領収いたしました

内訳  
 税抜金額  
 消費税額(%)

明石市二見町東二見470番地の6  
 大陽興産株式会社

代表取締役 北口 勝



領収書等添付様式【共通】

(令和2年 3月分)


(会派名 自民)

(議員名 北口 貴人)

整理 番号	使 途 項 目							
7	人件費 (別紙のとおり)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1072 353 1289 443">共通案分率</td><td data-bbox="1289 353 1404 443">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1072 443 1289 488">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 443 1404 488"></td></tr><tr><td data-bbox="1072 488 1289 2038">案分の説明</td><td data-bbox="1289 488 1404 2038">100%</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分		案分の説明	100%
共通案分率	50% 25%							
それ以外の案分								
案分の説明	100%							

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
/ 月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1							
2							
3							
4							
5							
6	火	13=00	15=00		2		
7							
8							
9	木	13=00	15=00		2		
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16	木	13=00	15=00		2		
17	金	13=00	15=00		2		
18							
19							
20	火	13=00	15=00		2		
21							
22							
23	木	13=00	15=00		2		
24	金	13=00	15=00		2		
25							
26							
27	火	13=00	15=00		2		
28							
29							
30	木	13=00	15=00		2		
31	金	13=00	15=00		2		
計					(A) 20		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)


④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)



【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 2年 / 月 日

住所 

氏名  

【政務活動費充当額の計算】

○ 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和2年2月分)
(会派名 自民)
(議員名 北口寛人)

整理番号 1
用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
共通案分率 50%
それ以外の案分 25%
明石市水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書(管促)
調定月 令和元年12月
使用期間 R01.10.10 ~ R01.12.06
水道番号 5521-3705-03
用途 一般用
使用水量 m3 3 口径 mm 13
水道料金 (税込) 1,914円
遅延損害金 \*\*\*\*\*
下水道使用料 (税込) 1,755円
延滞金 \*\*\*\*\*
合計金額 (税込) 3,669円
お問い合せは水道番号をお知らせください。
ご使用者名 北口 寛人 様
ご使用場所 明石市二見町東二見470番地の6 山陽ビル3階
口座番号 01130-2-960016
加入者名 明石市水道局
明石市長
明石市公営企業管理者
あなたへの水道料金等は、上記のとおり現在未納となっております。上記の金額をお支払い、期限までに要領記載の場所にてお支払いください。
領収日付印
収入印紙不要
お支払い期限 令和2年2月10日
上記の金額を預りました。金額が正しく、領収印はきまの裏返し。
取納代行会社(株)電算システム

水道使用水量等のお知らせ

水道番号 5521-3705-03

明石市二見町東二見470番地の6
山陽ビル3階
北口 寛人 様

Table with 2 columns: Item, Value. Rows: 調定月 (令和 元年12月), 使用期間 (令和 元年10月10日 ~ 令和 元年12月 6日), 口径 (13 mm), メーター番号 (214364), 補助番号 (141-2908)

水道料金等のお支払いは便利な口座振替をお勧めします

※申し込み方法
水道使用水量等のお知らせと預貯金通帳及び通帳届出印をご持参のうえ、下記金融機関又は水道料金お客様センターまでお申し込みください。

※振替日
検針月の翌月の8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)になります。残高不足で振替できなかった場合は、翌々月の8日に再振替します。

- 口座振替取扱金融機関
みずほ銀行・三菱UFJ銀行
三井住友銀行・りそな銀行・但馬銀行
山陰合同銀行・中国銀行・百十四銀行
三井住友信託銀行・みなど銀行
神戸信用金庫・姫路信用金庫・播州信用金庫
兵庫信用金庫・日新信用金庫・西兵庫信用金庫
淡路信用金庫・但馬信用金庫
大阪協栄信用組合・近畿労働金庫
JAあかし・JA兵庫南
明石市内に所在するなぎさ信用連連郵便局

Table with 2 columns: Item, Value. Rows: 今回指針 (104 m3), 前回指針 (101 m3), 旧メーター使用水量 (0 m3), 今回使用水量 (3 m3), 前々回水量 (3 m3), 前年同期水量 (5 m3), 水道料金 (1,914円), 下水道使用料 (1,755円), 合計金額 (3,669円), 納期限 (令和2年1月8日)

※通信欄
①電話のお掛け間違いにご注意下さい。②水道局職員を装った悪質な訪問販売にご注意を

このお知らせでのお支払はできません。また、集金に伺うこともありません。

■お問い合わせ先
明石市水道料金お客様センター
TEL 078-915-0270

検針番号 5521-2010-0224-00

検針日: 令和元年12月 6日 検針員: [Redacted]

※クレジットカードで、継続的にお支払い頂くこともできます。申し込みは、Yahoo!JAPANホームページにて「公金支払い!」と検索してください。

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費																
2	本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。																
	いつもご利用いただきありがとうございます <b>電気ご使用量のお知らせ</b>																
	北口 寛人 様																
	お客さま番号	日程 所 番 号 16466725 21 4600															
	供給地点特定番号	06 0164 6672 5214 6001 0000															
	2年 1月分	ご使用期間 12月17日～ 1月20日															
	ご契約 内 容	従量電灯A															
	ご使用量	46kWh															
	計器番号	006															
	当月指示数 前月指示数	00219.7 00173.7															
ご参考：前年同月ご使用量 (期間12/18～1/20) 61.4kWh 対前年同月比 -92.5%																	
ご請求金額	1,107 円																
お支払期限日	2月20日																
<table border="1"> <tr> <th>(内訳)</th> <th>円 銭</th> <th>(内訳)</th> <th>円 銭</th> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>341.02</td> <td>再エネ促進賦課金</td> <td>135.00</td> </tr> <tr> <td>1検料金</td> <td>629.92</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>+ 1.43</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭	最低料金	341.02	再エネ促進賦課金	135.00	1検料金	629.92	消費税等相当額(再掲)	100.00	燃料費調整額	+ 1.43		
(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭														
最低料金	341.02	再エネ促進賦課金	135.00														
1検料金	629.92	消費税等相当額(再掲)	100.00														
燃料費調整額	+ 1.43																
<table border="1"> <tr> <th>単価名称</th> <th>月分</th> <th>前月の15日にに対して</th> <th>15日をこえら15日につき</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>+50銭</td> <td>+3銭</td> </tr> <tr> <td>翌月分</td> <td>-74銭</td> <td>-5銭</td> </tr> <tr> <td>再エネ発電促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>44円25銭</td> <td>2円95銭</td> </tr> </table>		単価名称	月分	前月の15日にに対して	15日をこえら15日につき	燃料費調整	当月分	+50銭	+3銭	翌月分	-74銭	-5銭	再エネ発電促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭	
単価名称	月分	前月の15日にに対して	15日をこえら15日につき														
燃料費調整	当月分	+50銭	+3銭														
	翌月分	-74銭	-5銭														
再エネ発電促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭														
<b>電気料金領収済のお知らせ</b>																	
年 月 分	ご使用期間																
契約種別																	
ご使用量	振替日																
領収金額	***** 消費税等相当額(再掲)																
口座名義																	
店舗	口座番号																
検計日	1月21日 次回検計日 2月18日 検計員																
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社																	
お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております																	

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
すべてが政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	

**電気料金振込受領証**

2年 1月分	金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	1	1	0	7

お振込人 北口 寛人 様  
ご使用期間 12月17日から 1月20日まで

お客さま番号	日程 所 番 号	消費税等相当額(再掲)
16466725	21 4600	100円

契約種別	契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)	電気料金内訳 円
31			46	-

燃料費調整額(再掲) +1,43円  
再エネ促進賦課金(再掲) 135円

ご使用場所  
明石市 二見町 東二見 470-6 山崎ビル 3階

受付局(金融機関)日附印

神戸料金センター  
0800-777-8810  
ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

取入印紙不要

振込人 関西電力株式会社(金融機関へお客さま)

※注意※ 本票により集金することはありません。



領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2月分)  
 (会派名 自由民主党)  
 (議員名 北口寛人)

整理番号	用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	共通案分率	50%
	それ以外の案分	100%

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3934-3401	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 1月ご請求分
お客様番号 BILLING NUMBER	4610-0696-85447		

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3934-3401 ◇NTT西日本ご利用分	5,459	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合算
		-1,490	光もつともつ割	合算
		500	ひかり電話(基本料)	合算
		400	ナンバー・アクセス利用料	合算
		3	ユニバーサルサービス料	合算
		100	発行手数料	合算
		50	収納手数料	合算
		496	消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本(小計)	5,459	5,459	(小計)	合算
◇NTTファイナンスご利用分	2,808	2,808	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象等
◇合計	8,267	8,267	合計	

<NTTファイナンスからのお知らせ>  
 ○上記\*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
北口ひろと事務所 様

お客様番号  
4610-0696-85447

2020年 1月ご請求分

金額(円)  
¥8,267-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先(無料)  
0800-3335550

領収日 印

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)

0116 (無料)

8995 (無料)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

M20021211003 04288 04264 00 J

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理  
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

4

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

共通案分率 50%

25%

それ以外の案分 100%

案分の説明

2020年1月15日 発行 裏面も開けてご確認ください。  
お支払日 2020年2月3日  
ご請求金額合計 18,797円  
本カード契約以外に同一お支払日・同一口座の弊社と契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。  
なおご指定口座よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前日迄にご用意下さい。

※1月10日以降の支払方法変更・繰上返済入会分・商品分等に  
つなましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。  
V: Visa, J: JCB  
支店  
口座名義

カードご利用代金明細書  
カード名称  
会員番号  
金融機関  
口座番号

ご利用年月日	ご利用店名	お支払方法 / 今回回数	お支払金額(円)	お引当 / 今回回数	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回回数	お支払金額(円)	摘要
1912 2	レギュラー	北口 寛人 様	6911	◎1回払	1	セルフレ久限 SS	6812	セルフレ久限 SS 値引99円
1912 2	キヤツシユレス2%割引	49.72	-136	◎1回払	1	セルフレオオカボ SS	-136	セルフレオオカボ SS
191215	レギュラー	44.14	6135	◎1回払	1	DDセルフレ久限中央店	6047	DDセルフレ久限中央店 値引88円
191215	キヤツシユレス2%割引	44.50	-120	◎1回払	1	DDセルフレオオカボ子エウウウテン	-120	DDセルフレオオカボ子エウウウテン
191227	レギュラー		6319	◎1回払	1	DDセルフレ久限中央店	6230	DDセルフレ久限中央店 値引89円
191227	キヤツシユレス2%割引		-124	◎1回払	1	DDセルフレオオカボ子エウウウテン	-124	DDセルフレオオカボ子エウウウテン
20 1 5	ご利用代金明細書発行手数料		88	1回払	1	(内消費税等8円)	88	
			19073				18797	

**ENEOSカードアプリ**  
Apple Payの設定がカンタンにできます!(iosのみ)

毎月のご請求金額・ポイントをひと目で確認!!

いままぐ(無料)ダウンロード!!

App Store | Google Play | ENEOSカードアプリ

または <https://ts3card.jp/eneos/>

※アプリ利用時のバックグラウンド通信は別途お支払いが必要となります。※環境により動作に制約がある場合があります。※画像はイメージです。Apple Payは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。

明細を  
見たいとき  
画面をタップ!


45,000  
6,000

かかるもの  
充当とする。  
00342077  
ENEOSサービスセンターにポイント明細の発行を依頼していただきます。  
「1」印のご利用分をあらかじめご入力ください。あとの印は、お印の金額が明細の金額と一致するようにご入力ください。(一部ご利用いただいたお支払いカードがございます。)

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
5	本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	共通案分率 <b>50%</b> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明  すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。

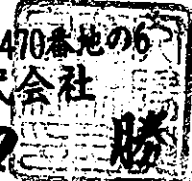
領 収 証 北口寛人事務所様 No. 

金額 

4	6	6	0	0	0	-
---	---	---	---	---	---	---

但 家賃 3月分  
令和 2年 2月 29日 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税抜金額 明石市二見町東二見470番地の6  
 消費税額(%) 大陽興産株式会社  
 代表取締役 北口 勝



GR1419

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目											
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費  本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。											

領 収 証 北口寛人事務所様 No. \_\_\_\_\_

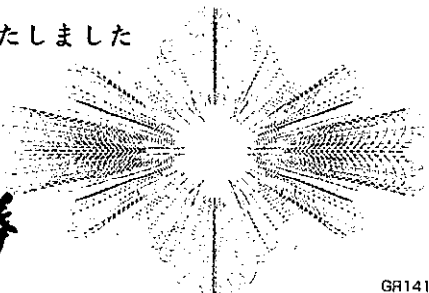
金額 


 722000-

但 駐車場 3月分  
令和 2 年 2 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額(%)

明石市二見町東三見470番地06  
大陽興産株式会社  
代表取締役 北口 勝



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 2 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目												
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <b>人件費</b>  本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。  人件費 (別紙のとおり)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 324 1340 459">共通案分率</td><td data-bbox="1340 324 1452 459">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1141 459 1340 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1340 459 1452 504">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 504 1452 548">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 548 1452 638">すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1141 638 1181 985" rowspan="2">案 分 率</td><td data-bbox="1181 638 1452 985"></td></tr><tr><td data-bbox="1181 985 1452 985"></td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。		案 分 率		
共通案分率	50% 25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明													
すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。													
案 分 率													

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

2 月分 氏名

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1								
2								
3								
4	火	13=00	15=00		2			
5								
6	木	13=00	15=00		2			
7	金	13=00	15=00		2			
8								
9								
10								
11								
12								
13	木	13=00	15=00		2			
14	金	13=00	15=00		2			
15								
16								
17								
18	火	13=00	15=00		2			
19								
20	木	13=00	15=00		2			
21								
22								
23								
24								
25	火	13=00	15=00		2			
26								
27	木	13=00	15=00		2			
28								
29	土	13=00	15=00		2			
30								
31								
計					(A) 20			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 北口寛人



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 交通費等 支給額 = 円(D)
- ④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 2年 2月 29日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 総支給額(E) [ 20000 円 ] × 案分率 [ 50 % ] = 10000 円(G)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)
- 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 3 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	用途項目
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率	50%
それ以外の案分	100%
案分の説明	

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
北口ひろと事務所 様

お客様番号  
4610-0696-85447

2020年 2月ご請求分

金額(円)  
¥8,266-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
20.3.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用) ←お客様が貼付してください。

000116へ (無料)

248995へ (無料)

ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 24733 24623 00 J

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3934-3401 ◇NTT西日本ご利用分	5,458	5,400 -1,490	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もつとつと割	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	5,458	496	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTTファイナンスご利用分	2,808	50	収納手数料	合 算
◇合計	8,266	8,266	発行手数料 ナンバー・ディスプレイ使用料 ユニバーサルサービス料	合 算 合 算 合 算

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0696-85447)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER 00-3934-3401

請求年月 MONTH OF ISSUE 2020年 2月ご請求分

請求内訳等詳細 (本内訳は、各サービス提供事業者が) 発行したものです。

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 3 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理番号	2	用途項目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	---	------	---

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

共通案分率	50%
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべてが政治活動にかかるとあるため、100%充当とする。

明石市水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収書

調定月	令和 2年 2月
使用期間	R01.12.07 ~ R02.02.07
水道番号	5521-3705-03
用途	一般用
使用水量 m <sup>3</sup>	3
口径 mm	13
水道料金 (税込)	1,914円
下水道使用料 (税込)	1,755円
合計金額 (税込)	3,669円

お問い合わせは水道番号をお知らせください。

ご使用者名

北口 寛人 様

ご使用場所  
明石市二見町東二見470番地の6 山陽ビル3階

口座番号	01130-2-960016
加入者名	明石市水道局

明石市公営企業管理者



水道料金等のお支払いについて  
上記の金額をお支払い期限までに裏面に記載の場所にてお支払いください。

領収日付印

20.3.01

お支払い期限  
令和 2年 3月 9日

上記の金額を領収しました。  
金額を訂正・領収印なきものは無効。  
領収書は大切に保管してください。

収入印紙不要

収納代行会社 明電算システム

納入者保管

水道料金等のお支払いは便利な口座振替をお勧めします

※申し込み方法  
水道使用水量等のお知らせと預貯金通帳及び通帳届出印をご持参のうえ、下記金融機関又は水道料金お客様センターまでお申し込みください。

※振替日  
検針月の翌月の 8 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) になります。残高不足で振替できなかった場合は、翌々月の 8 日に再振替します。

口座振替取扱金融機関  
みずほ銀行・三菱UFJ銀行  
三井住友銀行・りそな銀行・旧郵政銀行  
山陰合同銀行・中国銀行・百十四銀行  
三井住友信託銀行・みちのく銀行  
神戸信用金庫・姫路信用金庫・播磨信用金庫  
兵庫信用金庫・日新信用金庫・西兵庫信用金庫  
淡路信用金庫・但馬信用金庫  
大阪協栄信用組合・近畿労働金庫  
J A あかし・J A 兵庫南  
明石市内に所在する各金融機関  
郵便局

水道番号 5521-3705-03

調定月	令和 2年 2月
使用期間	令和元年12月 7日 ~ 令和 2年 2月 7日
口径	13 mm
メーター番号	214364
補助番号	141-2908

水道使用水量等のお知らせ

明石市二見町東二見470番地の6  
山陽ビル3階  
北口 寛人 様

指針	今回請求予定金額 (税込)	3,669円
今回指針	水道料金 (税込)	1,914円
前回指針	(内消費税)	174円
旧メーター使用水量	下水道使用料 (税込)	1,755円
今回使用水量	(内消費税)	159円
前々回使用水量	納期限	令和 2年 3月 9日
前々回使用水量	納期	令和 2年 3月 9日
前々回使用水量	納期	令和 2年 3月 9日

※通信情報  
①電話のお掛け間違いにご注意下さい。②水道局職員を装った悪質な訪問販売にご注意を

検針番号	5521-2010-0224-00
------	-------------------

このお知らせでのお支払はできません。また、集金に向うこともありません。  
■お問い合わせ先  
明石市水道料金お客様センター  
TEL 078-915-0270 検針日: 令和 2年 2月 7日 検針員: [ ]



領収書等添付様式【共通】

(令和2年 3 月分)  
 (会派名 自由民主党)  
 (議員名 北口寛人)

整理番号 3 3 用途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。

共通案分率	50%
	<b>25%</b>
それ以外の案分	100%
案分の説明	すべて業務活動にかかるもの

2020年2月15日 発行 家面も開けてご確認ください

お支払日	2020年3月2日
ご請求金額合計	12,517円

本カード以外に同一お支払日・同一口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引き落としいたします。あらかじめご了承ください。  
 なおご請求口振よりお支払日にお引き落としいたします。お引落日前日迄にご用意下さい。

※2月11日以後の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分別につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

V: Visa, J: JCB

カード名称	支店
会員番号	口座名義
金融機関	口座番号

ご利用年月日	ご利用店名	取引外	ご利用金額(円)	お支払方法 / 今回回数	今回ご請求金額(円)	摘要
20 110	レギュラー	北口 寛人 様	6204	① 1 回払	6117	DD大久保インテナーSS 値引87円
20 110	キヤッシュレス2%割引	43.69	-122	① 1 回払	-122	DDオオクボインテナーSS
20 123	レギュラー	47.23	6659	① 1 回払	6565	DD大久保インテナーSS 値引94円
20 123	キヤッシュレス2%割引		-131	① 1 回払	-131	DDオオクボインテナーSS
20 2 5	ご利用代金明細書発行手数料		88	1 回払	88	(内消費税等8円)
*** 今回ご利用金額合計 ***					12517	
*** ご請求金額合計 ***						

**ENEOS CARD**  
**ENEOSカードアプリ**  
 Apple Payの設定がカンタンにできます!!(iosの方)  
**毎月のご請求金額・ポイントをと目で確認!!**  
 いますぐ無料ダウンロード!!  
 Q ENEOSカードアプリ  
 または <https://ts3card.jp/eneos/>  
 \*アプリ利用時のネット通信料は別途お客さまのご負担となります。\*画像はイメージです。Apple Payは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc. の商標です。

ENEOSサービスセンターをご利用の際は必ずお持ちください。  
 ENEOSカードは、お申し込みの際に必ずお持ちください。お申し込みの際は必ずお持ちください。  
 00327458





(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和2年 3 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	使 途 項 目							
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費  本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。
共通案分率	50%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。							

領 収 証 北口寛人事務所様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 660000 -



但

家賃 4月分

令和2年 3月29日 上記正に領収いたしました

内 訳

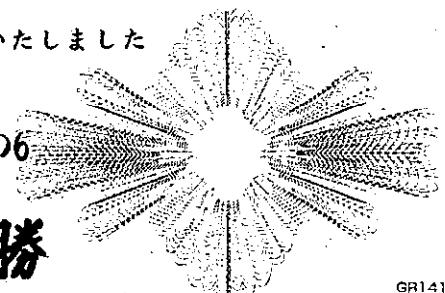
税抜金額

消費税額(%)

明石市二見町東二見470番地の6

大陽興産株式会社

代表取締役 北口 勝



GR1419



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和2年3月分)

(会派名 自民)

(議員名 北口 貴人)

整理番号	使 途 項 目					
8	人件費 別紙のとおり	<table border="1"><tr><td data-bbox="1093 369 1300 459">共通案分率</td><td data-bbox="1300 369 1428 459">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1093 459 1300 996">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1300 459 1428 996"><del>100%</del></td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 685px; top: 280px;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	<del>100%</del>
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	<del>100%</del>					

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書							
3 月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1							
2	火	13=00	15=00		2		
3							
4							
5	木	13=00	15=00		2		
6							
7							
8							
9	火	13=00	15=00		2		
10							
11							
12	木	13=00	15=00		2		
13							
14							
15							
16	火	13=00	15=00		2		
17							
18							
19	木	13=00	15=00		2		
20							
21							
22							
23	火	13=00	15=00		2		
24							
25							
26	木	13=00	15=00		2		
27	金	13=00	15=00		2		
28							
29							
30	火	13=00	15=00		2		
31							
計					(A) 20		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 北口寛人 北口

**【総支給額の計算】**

① 時給の場合 (A) [20 時間 分] × 単価[1000 円] = 20000 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)

③ 交通費等 支給額 = 円(D)

④ 総支給額 (B)+(C)+(D) = 20000 円(E)

**【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】**

(E) - [ 円 ] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 20000 円(F)

金 20,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 2年 3月 30日

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

**【政務活動費充当額の計算】**

○ 総支給額(E) [20000 円] × 案分率 [50 %] = 10000 円(G)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ] = 円(H)

○ 政務活動費充当額の計 (G)+(H) = 10000 円

領収書等添付様式【共通】

(令和2年 3 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 北口寛人)

整理 番号	9		用途項目								
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費										
No.	502	領収日	2020年03月30日								
	本領収書は、県議会議員 北口寛人宛のものである。										
領収書		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。
共通案分率	50%										
	25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。										
北口ひろと事務所 御中		<p>千675-8891 兵庫県・明石市基町1-2-33 興生ビル 株式会社 興生ビルライフ</p>									
金額 1,848,000 円		<p>内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>収入印紙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税抜金額:</td> <td>1,680,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税額等:</td> <td>168,000円</td> </tr> </table>		収入印紙		税抜金額:	1,680,000円	消費税額等:	168,000円		
収入印紙											
税抜金額:	1,680,000円										
消費税額等:	168,000円										
但 県政報告紙代について 上記、正に領収いたしました。		内訳は 別紙のとおり									



# 請求書

北口ひろと事務所 御中

日付:

2020年03月23日

請求書番号:

502

下記の通りご請求申し上げます。

合計金額 1,848,000 円

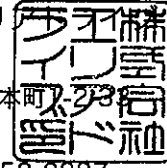
株式会社エリ

〒673-0892

兵庫県 明石市本町

興生ビル4F

電話: 070-5652-2887



## AreaDrive

詳細	数量	単価	金額
県政報告紙印刷 (折加工込) 123,000枚	1式	740,000.00	740,000
県政報告紙デザイン	1式	150,000.00	150,000
ポスティング (A3サイズ)	100,000世帯	4.33	433,000
とりまとめ費用 (ディレクション)	1式	300,000.00	300,000
ホームページ更新費用	1式	20,000.00	20,000
諸経費	1式	37,000.00	37,000
振込先	小計		1,680,000円
	消費税		168,000円
	合計金額		1,848,000円

### 備考欄

※ 金融機関に支払う振込手数料その他の費用は、お客様の負担となります。

※ 領収書は発行しておりません、振込の際の控えを領収書として使用していただきますようお願いいたします。

(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

北口寛人

活動名	県政報告紙作成・配布			
活動概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県政報告紙作成 123,000部</li><li>○ 県政報告紙配布 (業者ポスティング100,000世帯) (その他会合等配布23,000部)</li><li>○ 県政報告紙内容のホームページ掲載作業</li> <li>○ 案分率 すべて政務活動に係るものであるため100%とする</li></ul>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	県政報告紙作成配布及びHP掲載	1,848,000	3-9	別紙請求書のとおり
	合計	1,848,000		
備考	* 添付書類: 県政報告紙			

\*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

\*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果、⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

ご質問の学校の実習活動は、学校行事の一環として行われている実習活動は、体験的な集団活動を通じて、社会生活で必要となる連帯感を高めたり、互いを認め合う気持ちを育むとともに、規律を守るなどの公共の精神を養うことを目的としております。多くの学校が行う修学旅行やボランティア活動等、校外の活動も学校行事として行われております。どのような学校行事を実施するかは、各学校が目的や経費、準備に要する時間などを含め、最も効果的と思われる行事を選択していること認識しております。したがって、県教育委員会としてはその選択を尊重しているところでございます。

こうした中で、平成20年の学習指導要領の改訂以降、年間の標準授業の時間数が、小学校で70時間、中学校で35時間増加したことから、学校行事を見直しざるを得なくなっております。その結果、学校外で行い、また活動時間の多いスキー、スノーボード実習が減少したと考えております。学校行事の選択という点では、やむを得ないものを受け止めております。

なお、国体をはじめ競技スポーツとしてのスキーの振興につきましては、兵庫県体育協会とともに、連携しながら、県教育委員会としても引き続き支援を行ってまいります。

【答弁】 井戸敏三知事

学校行事自体で支えてきた部分もあるかもしれませんが、学校行事だけでは支えきれない状況が出てきており、さらにスキーの人口そのものも減っているという実情の中で、スキー場や地域の産業としてのスキーの振興というのの目に向けていけないのではないかと考えています。

インバウンドも、私は非常に重視しており、神戸に泊まって日帰りでスキーができる、こういう環境は日本の中では北海道のようなところ以外ではなかなか見つかりませんので、こういう環境自身を大いにPRをして、神戸や姫路などに泊まっていたとき、日帰りでスキーやらなうよという呼びかけも必要なんではないかと思っております。

併せて、スキー場の立て直しを事業として実施していただければ、ノボ氏のマックアースという会社も兵庫にありまますので、そのような彼の活動ぶりも県内でも体系化していき、スキーを一つの大きな産業に持たせていくような基本的な方向で対応ができれば、私も私も願っております。

【一般質問】 5 明石港再開発計画について

県当局が砂利揚場廃止後の当該地区の再開発について、中心市街地に「ざわい」創造の実現に向けて取り組んでいくと表明いただきましたが、砂利揚場廃止の最終局面を迎えるに当たり、その思いや方針に変化はないのか気になるところであります。

現在、明石市において、明石市役所建替の計画が議論されており、場合によっては明石市役所が移転し、市役所敷地の再開発を計画する流れも出てきています。この明石港東外港地区と明石市役所はすぐ近くであるため、一体で再整備してはどうかという懸念を抱いているため、私は切り離して考えるべきであると思っております。

私が県議会議員となった20年前より、既に明石港東外港地区の砂利揚場廃止と跡地利用の計画はホットな地域課題であり、井戸知事の強いリーダーシップと県当局のご努力で、ここまでこぎつけた以上、一気呵成に取り組みを玉成していただきたいと思います。そこで、改めて明石市役所の移転問題とは切り離して、砂利揚場の跡地利用を考え、県の責任において明石港再開発計画をやり遂げられるのか、当局の見解を伺います。

【答弁】 井戸敏三知事

県では、明石港東外港地区を対象として、昨年3月に東外港地区再開発計画を取りまとめました。この計画では、飲食や物販等のにぎわいゾーン、プロムナードによるウォーターフロントゾーン等を例示し、中心市街地の南の拠点として、にぎわいの創出を図ることとしています。具体的には、市場ニーズを十分に把握するため、民間事業者に対してヒアリングを行うこととしています。これまでのヒアリングでは、中心市街地に近接したウォーターフロントという立地特性を生かした事業展開の可能性や核となる集客施設について確認いたしました。本年9月に具体的な施設配置案や事業手法等についてヒアリングを行った上で、事業者の提案公募条件を取りまとめたいと考えています。

砂利揚場の廃止については、既に使用者から合意を得ており、来年度には公募により再開発の事業者を決定していく予定としております。

再開発計画は、まちづくりの主体である明石市に情報提供しながら進めてまいります。一方、明石市役所の建替計画は、移転先の方針決定におおむね時間がかかると聞いています。一体的な再整備が望ましいと考えますが、整合性をとるのは難しい状況にあります。県としては、明石市中心市街地の南の拠点として、明石港、東外港地区のにぎわい創出を図るため、再開発計画の早期実現に取り組んでまいります。

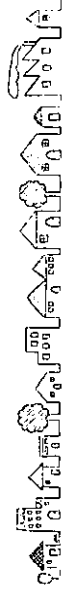
北口ひろと



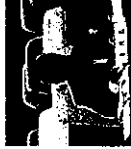
県政報告

こんにちは。本年は建設常任委員会の委員長として、また兵庫県開発審査委員会、兵庫県建築審査委員会として活動させていただきます。よろしくお願いいたします。

建設常任委員会の活動



定例会での議案審査、県内の事業箇所などでの現地調査及び県民との意見交換会などを通して、安心安全な県土づくりに寄与すべく建設常任委員会の委員長として活動しています。



■ 建設常任委員会

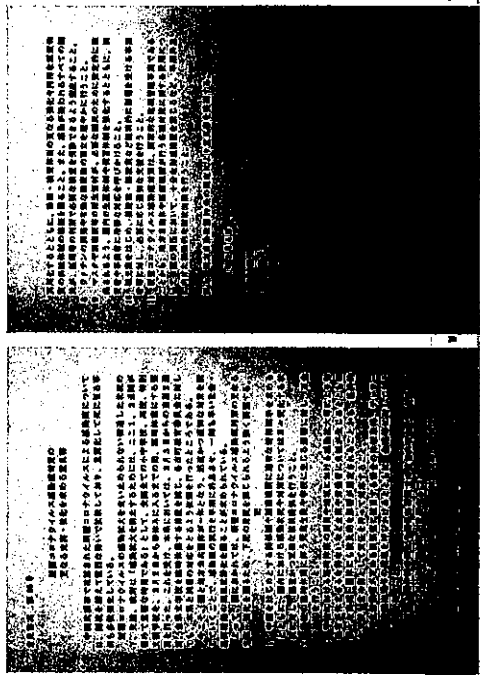


■ 出張委員会



■ 管内・管外調査

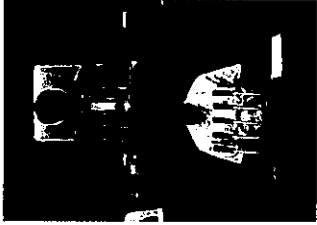
県議会において  
新型コロナウイルス  
感染症対策の  
意見書が決議されました



### 一般質問 1 情報化戦略について

現在国においては、ICTとデータを戦略的に活用していく方策を示しています。我が兵庫県においてもAI等を活用した先導的な取組を戦略的に行う必要があり。そのためには、産業、医療、福祉、教育などの各分野が個別に情報化にむき合っていないだけでなく、情報化という切り口で、一堂に会して共同で取り組んでいくことを模索する場づくりが求められると考えます。

今年4月に策定されたひょうごデータ活用プランにおいても、ひょうごデータ利活用推進本部を設置し、全庁組織横断で、重点的に取り組むべき施策の調整をはじめ、県が課題、技術、データの二つを集約する総合窓口を設置し、事業者や大学等のさまざまな主体の取組をアシリテートする仕組みづくりなど、総合的な取組の展開を期待されており。これまでのICTに係る県の取組及びその課題を踏まえ、今後どのような戦略に基づき、データの利活用を図っていられるのか、知事のご所見を伺います。



### 答弁 井戸敏三 知事

県では、2001年に策定しました。ひょうごIT戦略以来、(1)兵備情報ハイウェイや世界初の県立大学シミュレーション学研究所等、基礎整備と人材育成(2)災害情報提供システムやスパコンの産業利用など、生活や産業の情報化(3)行政手続の電子化や全国に先駆けた情報システムのサーバー攻撃対策など、行政の情報化を進めてまいりました。

先端ICTの導入とデータの集積、利活用により、新たな価値の創造や快適な生活スタイルへの変革を進めていく必要があることを踏まえ、本年4月に新編の政策立案や産業の高付加価値化などに重点を置いた。攻めのICT利活用を基本理念としたひょうごデータ利活用プランを策定しました。具体的には(1)未来を創る取組：全国初の高精度3次元地理空間データの利活用や自動運転バス、ドローンの実証実験等(2)地域の活力を高める：遠隔医療や遠隔事業、スマート農業の推進など、ハイパーマーズの向上(3)デジタル社会を支える基盤の強化：サイバー犯罪抑止や、消費者トラブルの解消(4)スマート自治体を目指す：電子申請の拡大やAI、RPA、ロボットのオートマチックの導入、ペーパーレス全庁など、デジタル行政の推進等を掲げています。また、庁内推進本部にプロジェクトチームを設置するほか、有識者、事業者等とともに取組をフォローアップして、先導的取組を市町間でも展開するなど、県を挙げてICTとデータの利活用を促進してまいります。

### 一般質問 2 デジタル情報技術の導入と活用について

2016年の統計によると、兵庫県では、全事業所数のうちの98.9%が中小企業であり、従業者数で見ると、77.1%の従業者が中小企業で働いています。私は中小企業支援、とりわけ経済性向上や品質向上、さらには、人手不足への対応法としても、ものづくり産業における中小企業のIoT等のデジタル情報技術の導入と活用が重要であり、この分野への公的支援が不可欠であると考えています。

デジタル化が進化する社会にあってもIoT等のデジタル情報技術を活用することの必要性と重要性を理解しつつも、現実的には大半の企業がどういったのかわからず、目論んだ成果を上げられないのが現状です。各中小企業の経営環境に合ったIoT環境を整えていくためには、知見と経験が豊かな専門職機関の支援体制を構築していくことが望まれます。10年先の2030年を見据えるとき、今よりも大きくデジタル化が進んでいることは確実であり、デジタル化への対応できない事業者は、受注できず切り捨てられる可能性があると見ています。兵庫県の発展のために、中小企業のデジタル化、情報化支援は必須と考えます。IoT等のデジタル情報技術を活用したもののづくり産業の振興をどのように図っていられるのか、当局のご所見を伺います。

### 答弁 井戸敏三 知事

本県では、平成27年度よりIoT、AIに関わる研修やロボットシステムの開発を支援してまいりました。昨年度からは、NIROにIoTなどの相談窓口を開発、生産工程の自動化をはじめとした支援やIT事業者との商談会を開始しました。課題としては、小規模な企業では、ITスキームに乏しい人材に乏しい、専門家によるフォローが必要であることが上げられます。このためIoTなどに関する人材育成を念頭に置き、NIROを中核として、今年度から県立大学の産学連携・研究推進機構内に設置されたAIセンターや産業活性化センターと連携を一層密にし、座学と実習からなる訓練を実施するほか、経験豊富な企業OBによる企業診断の上で、専門家を派遣し、個々の生産現場に応じたデジタル技術の支援も行おうとしました。人手不足が切実な今こそ、IoT、AI、ロボットなどを広げる好機です。兵庫の強みである熟練の職人技と効率に優れたデジタル技術が融合する兵庫ならではのものづくりの進化へとつないでまいります。

### 一般質問 3 情報活用能力の育成について

2020年度から順次実施されていく新学習指導要領にはスマートフォンやパソコンといったICTの活用を妨げず、生徒が自主的、能動的に学ぶ力を身につけることを重点目標と定めています。これからの時代は、情報機器の実践的な活用はもろろんのこと、情報手段の特性や仕組みを理解する教育に重点を置いていく必要があると考えます。

プログラミング教育等を通じて論理的思考を身につけることはもちろん、デジタル化社会に対応できる高度なICT人材を育て、将来の兵庫県の活力、競争力を生み出すことで、兵庫に学び、働く方向に若者世代を誘導し得る方策だと考えるからです。

そのためには、指導教員の育成、充実をはじめ、ICT環境の整備充実など、さまざまな積極的投資が求められます。情報活用能力を伸ばすため、小中学校の各段階において、どのような取組をされているのかを伺うとともに、今後、どのように取組を充実、強化しようとしているのか、教育委員会のご所見を伺います。



### 答弁 教育長

新学習指導要領では、ICTの急速な進歩に柔軟に対応するため、情報活用能力の育成を掲げています。ICTを効果的に活用した授業づくりとともに、情報手段の特性や仕組みを理解する中で、論理的な思考力を育成します。プログラミング教育等を体系的に推進することとなっています。

本県では、小学校教員が各教科の中でプログラミング教育を実現する授業ができるよう、効果的なカリキュラム、学習指導の方法、そして授業で使用する教材等をセレクトした兵庫県版プログラミング教育スタートパック及び活用するための研修会も開催します。また、県の県立教育研修所においては、小・中・高・特別支援、全ての校種を対象としたプログラミング研修、また、ICT活用研修を計画しております。

一方、県内の学校におけるICT環境の状況を見ると、教育用コンピュータの普及率は、県立学校では4.4人に1台、市町組合立学校では6.1人に1台に上るにとどまっております。教育用パソコンを3人に1台という様な国の目標等に向け、県立学校の整備計画を今年度策定するとともに、市町に対しても計画的な整備を促してまいります。今後とも児童生徒が、将来、高度な情報化社会で主体的に対応できるように、情報活用能力の育成を体系的に進めてまいります。

### 一般質問 4 スキー、スノーボード実習の減少について

兵庫県内には、鉢伏高原、神鍋高原をはじめとする各スキー場が立地しており、スキー場とその関連施設の営業が観光業として冬季の地域産業の一翼を担うとともに、冬の雇用の受け皿としての役割も果たしています。しかしながら、近年日本においては、スキー、スノーボードなどのスポーツの愛好者人口は激減しており、特に20歳代では若者の総人口数自体が減少している影響もあり、実施率がバブル終えん期の1991年の38.6%から、25年後の2016年には13.7%へと減少がみられます。学校単位での団体宿泊及びスキー学校利用が激減していることが主要な要因の一つだと考えられます。

私が副会長を務めております。兵庫県スキー連盟の春の評議員会では学校でのスキー、スノーボード実習の取りやめへの対応を求めた声が届いていました。例えば神戸市の小学校では、ほぼ全校実施だったのが令和2年度には2割程度の学校が中止を検討されています。また、西播磨方面や姫路、また私の地元明石市でもスキー、スノーボード実習が減少傾向と同じました。これら急激な中止の流れの原因としては、スキーに青春の血を燃やした世代の学校教員が教員生活からリタイアされた時代となり、先導役がいなくなったこと、スキーを授業時間数に換算できないこと、行事に対する市の補助上限額が行事実施のハードルになってしまっていること等が要因ではないかと考えます。また、大阪府では、先生方の出張旅費規定の運用変更で宿泊費は認めないなどといったこととされたことで、スキー実習そのものが激減したと分析されています。

県下のスキー場で、これまで実施され、教育的効果を上げてきた学校単位でのスキー、スノーボード実習が急速に減少しているという実態を踏まえて、県教育委員会としての認識と今後の対応について伺います。また産業振興やふるさとを意識しての地域振興の部分から、知事にもスキー場を守り、そして兵庫のスキースポーツというものについて守っていくということについて、どのようなお考えをお持ちかを伺います。



# 兵庫県議会議員 北口ひろと

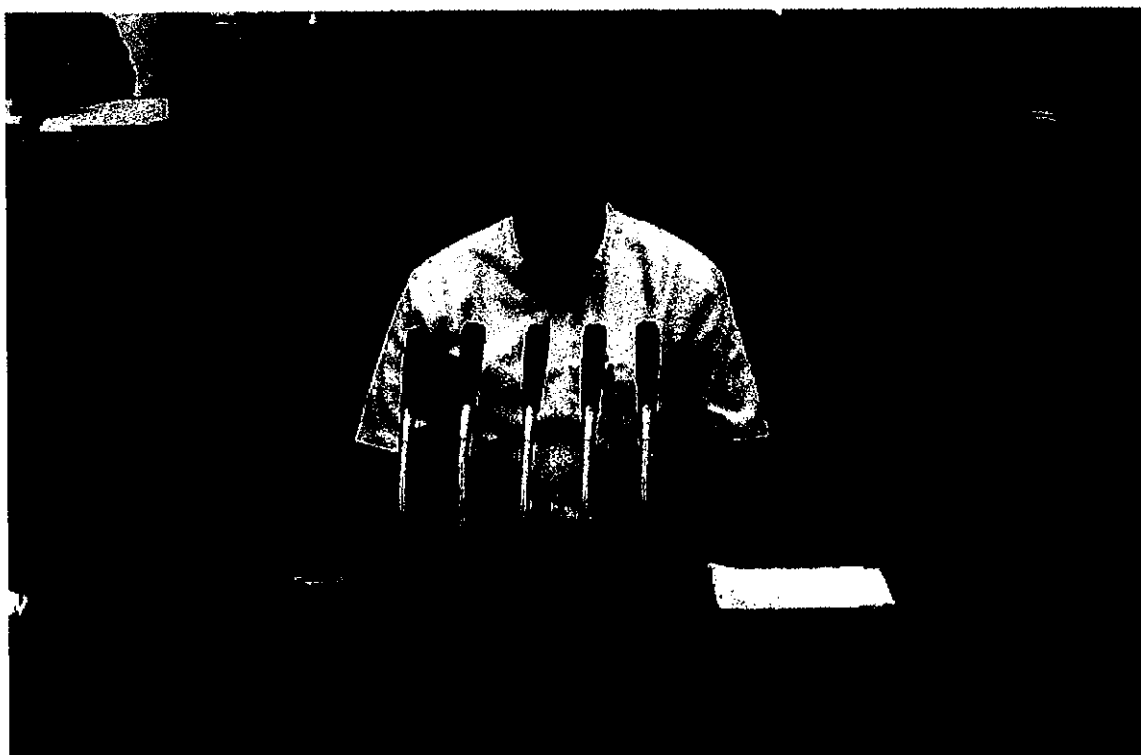
Official WEB Site

[HOME](#)

[プロフィール](#)

[お問い合わせ](#)

## 県政報告vol.5



本年は建設常任委員会の委員長として、  
また兵庫県開発審査会委員、兵庫県建築審査会委員としても活動させていただいております。

県議会本会議一般質問と合わせ活動の一端をここにご報告申し上げます。  
ご一読賜れば幸甚に存じます。





# 北口ひろと

## 県政報告

こんにちは。本年は建設常任委員会の委員長として、また兵庫県開発審査会委員、兵庫県建築審査会委員としても活動させていただいております。  
県議会本会議一般質問と合わせ活動の一端をここにご報告申し上げます。ご一読賜れば幸甚に存じます。

0

ええやん！

0

### 県政報告Vol.4

#### 最近の記事



明石港再開発計画について（第344回定例会 一般質問⑤）



スキー、スノーボード実習の減少について（第344回定例会 一般質問④）



情報活用能力の育成について（第344回定例会 一般質問③）



デジタル情報技術の導入と活用について（第344回定例会 一般質問②）



情報化戦略について（第344回定例会 一般質問①）

## 事務所情報

〒674-0092

明石市二見町東二見470-6山陽ビル3F

TEL・FAX : 078-915-7230

info@hiroto.club

## 県政報告

県政報告vol.5



県政報告Vol.4



県政報告Vol.3



## PICK UP ITEM



HOME

事務所

お問い合わせ

RSS

Copyright © 兵庫県議会議員 北口ひろと